

平成30年第4回市議会(定例会)
付議案件綴及び同説明資料綴

(その1)

堺市

目 次

	頁
議案第 122 号 堺市市税条例の一部を改正する条例	3
議案第 123 号 堺市印鑑条例の一部を改正する条例	5
議案第 124 号 堺市立のびやか健康館条例	7
議案第 125 号 堺市がん対策推進条例の一部を改正する条例	17
議案第 126 号 堺市立えのきはいむ条例を廃止する条例	19
議案第 127 号 堺市南部大阪都市計画黒山東地区地区計画の区域内における建築物 の制限に関する条例	21
議案第 128 号 堺市立協和町地区駐車場条例を廃止する条例	27
議案第 129 号 阪和線上野芝・津久野間に係る都市計画道路諏訪森神野線の第一踞 尾架道橋架替工事の委託に関する協定の変更について	29
議案第 130 号 友好都市の提携について	31
議案第 131 号 指定管理者の指定について [堺市立人権ふれあいセンター]	33
議案第 132 号 指定管理者の指定について [堺市立大浜体育館等]	37
議案第 133 号 指定管理者の指定について [堺市金岡公園体育館等]	41
議案第 134 号 指定管理者の指定について [堺市立美原体育館等]	47
議案第 135 号 指定管理者の指定について [堺市立美原総合スポーツセンター]	51
議案第 136 号 指定管理者の指定について [堺市立文化館]	57
議案第 137 号 指定管理者の指定について [堺市立のびやか健康館]	61

議案第 138 号	指定管理者の指定について [堺市立青少年センター及び堺市立青少年の家]	65
議案第 139 号	指定管理者の指定について [堺市立日高少年自然の家]	69
議案第 140 号	指定管理者の指定について [堺市立こどもりハビリテーションセンター]	73
議案第 141 号	指定管理者の指定について [堺市立勤労者総合福祉センター]	77
議案第 142 号	指定管理者の指定について [堺市立農業公園 交流施設]	81
議案第 143 号	指定管理者の指定について [堺市立農業公園 加工体験施設]	85
議案第 144 号	指定管理者の指定について [堺市鳳公園]	89
議案第 145 号	指定管理者の指定について [堺自然ふれあいの森]	93
議案第 146 号	指定管理者の指定について [堺市大仙公園日本庭園]	97
議案第 147 号	当せん金付証票の発売について	101
議案第 148 号	市道路線の認定及び廃止について	103
議案第 149 号	大字深井共有地処分について	125
議案第 150 号	大字南余部共有地処分について	129
報告第 19 号	地方自治法第180条の規定による市長専決処分の報告について	133

平成30年第4回市議会（定例会）に次の案件を提出する。

平成 30 年 11 月 28 日

堺市長 竹山修身

- 議案第 122 号 堺市市税条例の一部を改正する条例
- 議案第 123 号 堺市印鑑条例の一部を改正する条例
- 議案第 124 号 堺市立のびやか健康館条例
- 議案第 125 号 堺市がん対策推進条例の一部を改正する条例
- 議案第 126 号 堺市立えのきはいむ条例を廃止する条例
- 議案第 127 号 堺市南部大阪都市計画黒山東地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
- 議案第 128 号 堺市立協和町地区駐車場条例を廃止する条例
- 議案第 129 号 阪和線上野芝・津久野間に係る都市計画道路諏訪森神野線の第一堀尾架道橋架替工事の委託に関する協定の変更について
- 議案第 130 号 友好都市の提携について
- 議案第 131 号 指定管理者の指定について
- 議案第 132 号 指定管理者の指定について
- 議案第 133 号 指定管理者の指定について
- 議案第 134 号 指定管理者の指定について
- 議案第 135 号 指定管理者の指定について
- 議案第 136 号 指定管理者の指定について
- 議案第 137 号 指定管理者の指定について
- 議案第 138 号 指定管理者の指定について
- 議案第 139 号 指定管理者の指定について
- 議案第 140 号 指定管理者の指定について
- 議案第 141 号 指定管理者の指定について

- 議案第 142 号 指定管理者の指定について
- 議案第 143 号 指定管理者の指定について
- 議案第 144 号 指定管理者の指定について
- 議案第 145 号 指定管理者の指定について
- 議案第 146 号 指定管理者の指定について
- 議案第 147 号 当せん金付証票の発売について
- 議案第 148 号 市道路線の認定及び廃止について
- 議案第 149 号 大字深井共有地処分について
- 議案第 150 号 大字南余部共有地処分について
- 報告第 19 号 地方自治法第180条の規定による市長専決処分の報告について

堺市市税条例の一部を改正する条例

堺市市税条例（昭和 41 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 条を次のように改める。

（税額控除の特例）

第 3 条 所得割の納税義務者が、前年中に公益財団法人ワールドマスターズゲームズ 2021 関西組織委員会（以下この条において「組織委員会」という。）に対し、所得税法第 78 条 第 2 項第 3 号に掲げる寄附金（平成 30 年 4 月 1 日以後の支出に係るものに限る。）を支出した場合においては、当該寄附金を第 17 条第 2 項第 3 号に規定する指定寄附金とみなして同項の規定を適用する。この場合において、第 17 条の 2 第 6 項の規定は、組織委員会について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

堺市市税条例の一部改正について

1 改正の趣旨

公益財団法人ワールドマスターズゲームズ 2021 関西組織委員会（以下「組織委員会」という。）に対する寄附金について、所得税における税額控除の対象とされていることを踏まえ、所得割の納税義務者が、前年中に組織委員会に対し、所得税法第 78 条第 2 項第 3 号に掲げる寄附金（平成 30 年 4 月 1 日以後の支出に係るものに限る。）を支出した場合において、当該寄附金を本条例第 17 条第 2 項第 3 号の指定寄附金とみなして市民税の税額控除の適用対象とすることとし、所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

公布の日から施行するものであること。

堺市印鑑条例の一部を改正する条例

第1条 堺市印鑑条例（昭和62年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第14条の2の見出し中「専用の端末機等」を「端末機」に改め、同条中第1項を削り、
第2項を同条とする。

第2条 堺市印鑑条例の一部を次のように改正する。

第14条の2中「民間端末機（民間事業者が設置し、かつ、」を「端末機（」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年12月31日から施行する。ただし、第2条及び附則第3項の規定は、
公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（堺市手数料条例の一部改正）

2 堺市手数料条例（平成12年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「本市の電子計算機と電気通信回線で接続された専用の端末機（以下「自動交付機」という。）又は」を削り、「第14条の2第2項」を「第14条の2」に改める。

第3条第2号、第6条及び第13条第1号中「自動交付機又は」を削る。

3 堺市手数料条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「民間端末機（以下「民間端末機」）を「端末機（以下単に「端末機」に
改める。

第3条第2号、第6条及び第13条第1号中「民間端末機」を「端末機」に改める。

堺市印鑑条例の一部改正について

1 改正の趣旨

平成 30 年 12 月 31 日付けで現行の自動交付機を廃止し、その後、新たにマイナンバーカード専用の自動交付機を設置することに伴い、印鑑登録証明書の交付方法について所要の改正を行うとともに、規定の整備を行うものであること。

- (1) 平成 30 年 12 月 31 日付けで現行の自動交付機による印鑑登録証明書の交付方法を廃止するもの。
- (2) マイナンバーカード専用の自動交付機による印鑑登録証明書の交付方法を規定するもの。

2 施行期日

- (1) 現行の自動交付機による印鑑登録証明書の交付方法については、平成 30 年 12 月 31 日から廃止するものであること。
- (2) マイナンバーカード専用の自動交付機による印鑑登録証明書の交付方法については、公布の日から起算して 2 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行するものであること。

堺市立のびやか健康館条例

堺市立のびやか健康館条例（平成 15 年条例第 33 号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 市民に運動をする場及びやすらぎの場を提供し、もって市民の心身の健康増進を図るとともに、市民の豊かな生活の向上に資するため、堺市北区金岡町に堺市立のびやか健康館（以下「健康館」という。）を設置する。

（使用の許可）

第 2 条 健康館（駐車場を除く。）を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、健康館の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）

第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。

- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、健康館の管理上支障があり、使用させることが不適当であると認めるとき。

3 市長は、健康館の使用を許可する場合において、管理上必要があると認めるときは、当該許可に条件を付すことができる。

（使用権の譲渡等の禁止）

第 3 条 健康館の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、他人に使用させ、又は許可を受けた目的以外に使用してはならない。

（使用の許可の取消し等）

第 4 条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 第 2 条第 2 項各号のいずれかに該当したとき。

(2) この条例又はこれに基づく規則その他の規程に違反したとき。

(3) 使用の許可に付した条件に違反したとき。

2 前項の規定による使用の許可の取消し等により使用者に損害が生じても、本市は、その責めを負わない。

(特別の設備の設置)

第5条 使用者は、健康館を使用するに当たって、特別の設備を設けようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、健康館の管理上必要があると認めるときは、使用者に対し特別の設備を設けることを命ずることができる。

3 前2項の規定により設けた設備は、使用の許可の期限までに使用者の負担において撤去し、原状に回復しなければならない。

4 市長は、使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、使用者に代わってこれを執行し、その費用を使用者から徴収することができる。

(使用者の管理義務等)

第6条 使用者は、使用期間中その使用に係る施設、附属設備その他器具備品等を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

2 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 健康館の施設、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失したとき。

(2) 使用の許可の期限を過ぎても使用を終えないとき。

(3) 使用の許可の期限までに前条第1項又は第2項の規定により設けた設備を撤去しないとき。

(原状回復義務)

第7条 使用者は、健康館の使用を終了したとき、又は第4条第1項の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、使用した施設、附属設備その他器具備品等を直ちに原状に回復して市長に返還しなければならない。

2 第5条第4項の規定は、前項の規定による原状回復について準用する。

(使用料等)

第8条 使用者は、別表第1に定める額の範囲内で市長が定める使用料を前納しなければならない。

2 使用者は、市長が定める使用料を前納して附属設備その他器具備品等を使用することが

できる。

- 3 前2項の使用料は、市長において特別の理由があると認める者については、後納させることができる。
- 4 市長は、特別の理由があると認めるときは、第1項及び第2項の使用料を減額し、又は免除することができる。
- 5 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(入館の制限)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、健康館への入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品若しくは動物の類を携行する者
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる者
- (3) 暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認められる者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、健康館の管理上支障があると認められる者

(禁止行為)

第10条 何人も、健康館において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 火災、爆発その他の危険が生ずるおそれのある行為
- (2) 健康館の施設、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失する行為
- (3) 所定の場所以外にごみ、空き缶その他の汚物を捨てる行為
- (4) 前3号に掲げるもののほか、健康館の管理上支障があると認められる行為

2 市長は、前項各号に掲げる行為をした者に対し、健康館からの退館を命ずることができる。

(損害の賠償等)

第11条 健康館（駐車場を除く。）の施設、附属設備その他器具備品等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又は市長の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(駐車場の使用料等)

第12条 健康館の駐車場を利用しようとする者は、別表第2に定める額の範囲内で市長が定める使用料（以下「駐車料金」という。）を納付しなければならない。

- 2 駐車料金は、自動車を駐車させた者から当該自動車を出場させる際に徴収する。
- 3 市長は、特別の理由があると認めるときは、駐車料金を減額し、又は免除することができる。

きる。

4 既納の駐車料金は、還付しない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(駐車料金の不徴収)

第13条 次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車料金を徴収しない。

- (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車
- (2) 道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第11条の規定により国土交通大臣が定める自動車
- (3) 道路法施行令（昭和27年政令第479号）第3条の3の規定により国土交通大臣が定める自動車
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める自動車

(駐車の拒否)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該自動車の駐車を拒むことができる。

- (1) 駐車場の構造上駐車することができないとき。
- (2) 発火性又は引火性の物品その他危険物を積載しているとき。
- (3) 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車を汚染し、又は損傷するおそれがあるとき。
- (4) その利用が暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、駐車場の管理上支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 市長は、駐車場の構造上必要があると認めるときは、駐車することのできる車種を指定することができる。

(駐車場における禁止行為)

第15条 何人も、駐車場において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (2) 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車を汚染し、又は損傷するおそれのある行為をすること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

2 市長は、前項各号に掲げる行為をした者に対し、駐車場からの退去を命ずることができる。

(駐車場に係る損害賠償)

第16条 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、損害が自己の責めに帰すべき事由によらないことを証明したとき、又は市長において特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

2 本市は、駐車場において、利用者に次の各号のいずれかに該当する損害が生じたときは、その損害を賠償する責めを負わない。

- (1) 災害その他不可抗力により生じた損害
 - (2) 自動車相互の接触、盜難等により生じた損害
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、本市の責めに帰さない事由により生じた損害
- (指定管理者による管理)

第17条 市長は、健康館の設置目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定するもの（以下「指定管理者」という。）に健康館の管理を行わせることができる。

(指定管理者に行わせる業務の範囲)

第18条 前条の規定により指定管理者に健康館の管理を行わせる場合におけるその業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 使用の許可その他の健康館の運営に関する業務
 - (2) 健康館の施設、附属設備その他器具備品等の維持管理に関する業務
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、健康館の管理上、市長が必要と認める業務
- (指定管理者の指定の手続)

第19条 市長は、第17条の規定により指定管理者に健康館の管理をさせようとする場合は、特別の事由があると認めるときを除き、前条に規定する業務の遂行に必要な能力及び実績を有する法人その他の団体のうちから、公募により指定管理者を指定するものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書、財務諸表等経営の状況を示す書類その他規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、次の要件に最も適合していると認めるものを総合的に判断して指定管理者に指定するものとする。

- (1) 事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。
- (2) 事業計画を確実かつ安定的に実施するに足りる経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。
- (3) 利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。

- (4) 効果的かつ効率的な管理を実施できること。
- (5) 施設の効用を最大限発揮させることができること。
- (6) 管理経費の縮減が図られること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件

(公告)

第20条 市長は、前条第3項の規定により指定管理者を指定したときは、速やかにその旨を公告するものとする。第22条第1項の規定により指定を取り消したときも、また同様とする。

(報告、調査及び指示)

第21条 市長は、健康館の管理の適正を期するため必要があると認めるときは、指定管理者に対し、その管理の業務、経理の状況等について報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第22条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、指定管理者としてふさわしくない行為をしたとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により健康館の管理を継続することができなくなったと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は業務の停止を命じた場合においては、指定管理者に損害が生じても、本市は、その賠償の責めを負わない。

(利用料金)

第23条 市長は、健康館の利用に係る料金（以下この条において「利用料金」という。）を、指定管理者に自らの収入として收受させることができる。

2 前項の場合における利用料金の額は、別表第1及び別表第2に定める額（附属設備その他器具備品等については、あらかじめ市長が定める額）の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

3 市長は、前項の規定により指定管理者が利用料金の額を定めたときは、速やかにこれを公告するものとする。

4 健康館（駐車場を除く。）を利用しようとする者は、指定管理者に利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認める者については、この限りでない。

5 健康館の駐車場に自動車を駐車させた者は、自動車を出場させる際に当該駐車場に係る

利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

- 6 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 7 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(管理の基準)

第 24 条 健康館の管理を指定管理者に行わせる場合における管理の基準は、次のとおりとする。

- (1) 使用の許可等は、第 2 条及び第 4 条の規定の例により行うこと。
- (2) 開館時間及び休館日並びに利用時間（次項において「開館時間等」という。）は、施設の利用形態、利用者の便宜等を考慮して、市長の承認を得て指定管理者が定めること。
- (3) 個人に関する情報（以下この項において「個人情報」という。）の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。
- (4) 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密（個人情報を含む。）を漏らし、又は不当な目的に使用しないこと。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又はその職を退いた後も、また同様とする。

- 2 前条第 3 項の規定は、前項第 2 号の規定により指定管理者が開館時間等を定めた場合について準用する。

(指定管理者に係る損害の賠償)

第 25 条 指定管理者は、故意又は過失により健康館の施設、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又は市長が定める額を本市に賠償しなければならない。ただし、特別の事情により市長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

(委任)

第 26 条 この条例に定めるもののほか、健康館の管理及び運営その他この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第 4 項の規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の堺市立のびやか健康館条例（以下「新条例」という。）別表第1及び別表第2の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

（経過措置）

3 この条例の施行の際、改正前の堺市立のびやか健康館条例の規定によりなされている処分、手続その他の行為であって、新条例の規定に相当の規定があるものは、新条例の相当の規定によりなされた処分、手續その他の行為とみなす。

（施行前の準備行為）

4 施行日以後の使用に係る使用の許可及び指定管理者の指定に関し必要な手續その他の行為については、この条例の施行前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

別表第1（第8条、第23条関係）

1 健康館専用（団体）使用料

施設	単位	金額
屋内フリーコート	全面・1時間	26,740円
グラウンド	全面・1時間	3,080円
研修室	1部屋・1時間	2,050円
バーベキュー施設	1炉・1時間	800円

備考 許可を得て、規則で定めた使用時間を超過し、又は繰り上げて屋内フリーコート又は研修室を使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間（1時間未満の時間は、1時間とみなす。）につき、当該施設に係る金額の範囲内において市長が定める額を徴収する。

2 健康館共用（個人）使用料

施設	単位	金額
フィットネスルーム、浴場及びプール	1人・1回	2,460円
	1人・1月	9,250円

別表第2（第12条、第23条関係）

施設	単位	金額
駐車場	1台・1時間	510円

堺市立のびやか健康館条例の全部改正について

1 改正の趣旨

本市が設置する公の施設である堺市立のびやか健康館について、本条例において指定管理者による管理運営方法のみを定めているところ、他の公の施設の設置及び管理に関する条例と同様に、本市が直接管理運営する場合における規定を設けるとともに、所要の改正を行うため、本条例の全部改正を行うものであること。

2 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日から施行すること。

堺市がん対策推進条例の一部を改正する条例

堺市がん対策推進条例（平成 24 年条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 3 号中「室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされる」を、「人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされる」に改める。

附 則

この条例は、健康増進法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 78 号）附則第 1 条第 2 号の政令で定める日（その日がこの条例の公布の日前である場合にあっては、この条例の公布の日）から施行する。

堺市がん対策推進条例の一部改正について

1 改正の趣旨

健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）の一部改正を踏まえ、所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

健康増進法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 78 号）附則第 1 条第 2 号の政令で定める日（その日がこの条例の公布の日前である場合にあっては、この条例の公布の日）から施行するものであること。

堺市立えのきはいむ条例を廃止する条例

堺市立えのきはいむ条例（昭和 52 年条例第 38 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にこの条例による廃止前の堺市立えのきはいむ条例（以下「旧条例」という。）第 7 条に規定する指定管理者の役員又は職員であった者に係る旧条例第 14 条第 3 号の規定による義務については、なお従前の例による。

堺市立えのきはいむ条例の廃止について

1 廃止の理由

本条例により児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 43 条第 1 号に規定する福祉型児童発達支援センターとして設置している堺市立えのきはいむについて老朽化が進んでいることから、園児の安全安心な療育環境を確保し、及び障害の特性に配慮した療育の充実を図るため、当該施設を廃止するとともに、その機能については、同様に老朽化の進展に伴う建替え及び拡張を行った堺市立北こどもりハビリテーションセンター第 2 もず園に統合することとし、本条例を廃止することである。

2 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日から施行することである。

堺市南部大阪都市計画黒山東地区地区計画の 区域内における建築物の制限に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項の規定に基づき、南部大阪都市計画黒山東地区地区計画（平成30年告示第277号。以下「地区計画」という。）の区域内における建築物の敷地及び用途に関する制限について必要な事項を定めるとともに、都市緑地法（昭和48年法律第72号）第39条第1項の規定に基づき、地区計画の区域内における建築物の緑化率に関する制限について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、特段の定めのない限り、法、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）及び都市緑地法に定めるところによる。

(適用区域)

第3条 この条例は、地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域（以下「適用区域」という。）に適用する。

(建築物の用途の制限)

第4条 適用区域内においては、次に掲げる建築物は、建築してはならない。

(1) 法別表第2(に)項第4号に掲げる建築物のうち、ラブホテル（堺市ラブホテル建築等規制条例（昭和58年条例第17号）第2条第2号に規定するものをいう。）

(2) 法別表第2(ほ)項第2号に掲げる建築物（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第5号に掲げる営業を行う施設又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号）第1条第2号の施設を除く。）

(3) 法別表第2(り)項に掲げる建築物

(4) 法別表第2(わ)項第2号又は第3号に掲げる建築物

（建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度）

第5条 適用区域内においては、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合は、10分の20以下でなければならない。

2 前項の延べ面積には、法第52条第6項の政令で定める昇降機の昇降路の部分の床面積は、算入しない。

3 第1項の延べ面積には、次に掲げる建築物の部分の床面積は、算入しない。

(1) 自動車車庫等部分（政令第2条第1項第4号イに規定するものをいう。次項第1号において同じ。）

(2) 備蓄倉庫部分（政令第2条第1項第4号ロに規定するものをいう。次項第2号において同じ。）

(3) 蓄電池設置部分（政令第2条第1項第4号ハに規定するものをいう。次項第3号において同じ。）

(4) 自家発電設備設置部分（政令第2条第1項第4号ニに規定するものをいう。次項第4号において同じ。）

(5) 貯水槽設置部分（政令第2条第1項第4号ホに規定するものをいう。次項第5号において同じ。）

4 前項の規定は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和）に当該各号に定める割合を乗じて得た面積を限度として適用するものとする。

(1) 自動車車庫等部分 5分の1

(2) 備蓄倉庫部分 50分の1

(3) 蓄電池設置部分 50分の1

(4) 自家発電設備設置部分 100分の1

(5) 貯水槽設置部分 100分の1

5 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の認定を受けた建築物に係る第1項の延べ面積には、同法第19条の政令で定める床面積は、算入しないものとする。

（建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度）

第6条 適用区域内においては、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合は、10分の6（法第53条第3項第2号に該当する建築物にあっては、10分の7）以下でなければならない。ただし、道路横断施設に供する敷地については、この限りでない。

(建築物の敷地面積の最低限度)

第7条 適用区域内においては、建築物の敷地面積は、3,000 平方メートル以上でなければならぬ。ただし、道路横断施設、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第5項に規定する一般ガス導管事業の用に供する施設、自動車車庫、自転車駐車場、休憩所、公衆便所、倉庫業を営まない倉庫又は公益上必要な建築物に供する敷地については、この限りでない。

(壁面の位置の制限)

第8条 適用区域内においては、建築物の壁又はこれに代わる柱の面は、地区計画において定められた壁面の位置の制限に反して建築してはならない。ただし、地盤面下の部分又は道路横断施設及びこれに付随する施設については、この限りでない。

(建築物の高さの最高限度)

第9条 適用区域内においては、建築物の高さは、31 メートル以下でなければならない。

(建築物の緑化率の最低限度)

第10条 適用区域内においては、敷地面積が3,000 平方メートル以上である建築物の新築又は増築をしようとする者は、当該建築物の緑化率を100分の18以上としなければならない。当該新築又は増築をした建築物の維持保全をする者についても、また同様とする。

2 道路横断施設に供する敷地については、前項の規定は適用しない。

(違反建築物に対する措置)

第11条 市長は、前条の規定に違反している事実があると認めるときは、当該建築物の新築若しくは増築又は維持保全をする者に対して、相当の期限を定めて、その違反を是正するため必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(報告及び立入検査)

第12条 市長は、前条の規定の施行に必要な限度において、建築物の新築若しくは増築又は維持保全をする者に対し、第10条に定める建築物の緑化率の最低限度に関する基準への適合若しくは緑化施設の管理に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、建築物若しくはその敷地若しくはそれらの工事現場に立ち入り、建築物、緑化施設、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第13条 次の各号のいずれかに該当する者は、500,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主
 - (2) 第5条、第6条、第8条又は第9条の規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者）
 - (3) 第7条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主（建築物を建築した後において、当該建築物の敷地面積を減少させることにより、同条の規定に違反することとなつた場合にあっては、当該建築物の敷地の所有者、管理者又は占有者）
 - (4) 法第87条第2項の規定により建築物（同条第3項の建築物を除く。）の用途を変更する場合において準用される第4条の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者
- 2 前項第2号に規定する違反があった場合において、当該違反が建築主の故意によるものであるときは、同号に規定する者を罰するほか、当該建築主に対しても同項の罰金刑を科する。

第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、300,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第11条の規定による命令に違反した者
 - (2) 第12条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
 - (3) 第12条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- （両罰規定）

第15条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前2条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

（委任）

第16条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に建築物の敷地として使用されている土地で第7条の規定に適

合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同条の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用する場合においては、同条の規定は、適用しない。ただし、同条の規定に適合するに至った建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同条の規定に適合するに至った土地については、この限りでない。

堺市南部大阪都市計画黒山東地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について

1 制定の趣旨及び内容

南部大阪都市計画黒山東地区地区計画（平成 30 年堺市告示第 277 号。以下「地区計画」という。）の実効性を担保するため、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 68 条の 2 第 1 項の規定に基づき、地区計画の区域内における建築物の敷地及び用途に関する制限について必要な事項を定めるとともに、都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）第 39 条第 1 項の規定に基づき、当該区域内における建築物の緑化率に関する制限について必要な事項を定めるため、次の事項を規定の内容とする本条例を制定すること。

- (1) 条例の適用区域に関する事項
- (2) 建築物の用途の制限に関する事項
- (3) 建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度に関する事項
- (4) 建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度に関する事項
- (5) 建築物の敷地面積の最低限度に関する事項
- (6) 壁面の位置の制限に関する事項
- (7) 建築物の高さの最高限度に関する事項
- (8) 建築物の緑化率の最低限度に関する事項
- (9) 違反建築物に対する措置に関する事項
- (10) 報告及び立入検査に関する事項
- (11) 罰則に関する事項

2 施行期日

公布の日から施行すること。

堺市立協和町地区駐車場条例を廃止する条例

堺市立協和町地区駐車場条例（平成 3 年条例第 20 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

堺市立協和町地区駐車場条例の廃止について

1 廃止の理由

協和町地区における自動車利用者の利便と駐車秩序の向上を図るため、本条例により、
公の施設の有料自動車駐車場として設置している堺市立協和町東駐車場については、機器
等が老朽化し、更新時期を迎えている状況にあり、更新費用の削減、サービス向上等の観
点から、今後は、公有財産貸付けによる民営駐車場として活用を図ることとするため、本
条例を廃止すること。

2 施行期日

平成 31 年 10 月 1 日から施行すること。

阪和線上野芝・津久野間に係る都市計画道路諏訪森神野線の 第一踞尾架道橋架替工事の委託に関する協定の変更について

次のとおり工事委託協定の内容を一部変更する。

- 1 協定の目的 阪和線上野芝・津久野間第一踞尾架道橋架替工事
- 2 協定の相手方 大阪市淀川区宮原4-3-39 大広新大阪ビル
西日本旅客鉄道株式会社
取締役兼常務執行役員近畿統括本部長 中村 圭二郎
- 3 協定金額 変更前 3,356,618,000 円
うち取引に係る消費税額等 161,178,000 円
変更後 3,831,786,000 円
うち取引に係る消費税額等 176,550,000 円

阪和線上野芝・津久野間に係る都市計画道路諏訪森神野線の 第一踞尾架道橋架替工事の委託に関する協定の変更について

1 変更する内容 阪和線上野芝・津久野間に係る都市計画道路諏訪森神野線の第一
踞尾架道橋架替工事の委託に関する協定の協定金額の変更

2 協定金額の変更 變更額（増）475,168,000 円
うち取引に係る消費税額等 15,372,000 円

3 変更理由 現道の切り替えに必要な用地取得に時間を要し、工程短縮のため鉄道関連工事の一部の工程を、酷暑期に施工する必要が生じた。酷暑期における施工にあたっては、気温による軌道の変状による事故防止対策として、作業工程の細分化や軌道の計測管理及び警備などの安全対策を実施する必要がある。また、軌道への影響部分において、試掘により多数の地下埋設物等が確認され、これを撤去する必要が生じたことなどから所要額の見直しを行い、協定金額を増額変更するものである。

友好都市の提携について

ベトナム社会主義共和国ダナン市と友好都市の提携をする。

[根 拠]

堺市議会の議決すべき事件等に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

友好都市の提携について

堺市とベトナム社会主義共和国ダナン市は、2009 年の相互交流確認書の締結以来積み重ねてきた教育、文化分野をはじめとした交流をさらに広範なものとすることにより、相互の理解と友好親善を深め、もって両市の一層の発展と持続可能な社会構築のために、友好都市の提携を行う。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
堺市立人権ふれ あいセンター	堺市堺区協和町 一丁1番23号 (代表団体) 堺市堺区協和町 一丁1番23号 (他の構成団体) 堺市堺区大仙西町 二丁69番9 堺市堺区大仙西町 二丁70-1メゾン大 仙101号室	JSAグループ (代表団体) 一般財団法人 堺市人権協会 (他の構成団体) 公益財団法人 堺市就労支援協会 特定非営利活動法人 ヒューマン・ライツ・ア ドバンス・堺	平成31年4月1日から 平成36年3月31日まで

[根 拠]

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

指定管理者の指定について

1 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、堺市立人権ふれあいセンターの指定管理者として J S A グループを指定し、その管理を行わせようとするものである。

2 指定管理者の概要

名称	設立年月日	設立目的	事業実績	選定方法
J S A グループ	平成 25 年 8 月 1 日	堺市立人権ふれあい センターの管理運営	堺市立人権ふれあいセン ターの管理運営業務	公募

3 選定の理由

堺市立人権ふれあいセンター条例（昭和 49 年条例第 34 号）第 19 条第 1 項の規定により公募を行い、応募のあった当該団体について堺市市民人権局指定管理者候補者選定委員会において同条例第 19 条第 3 項の選定要件に沿って審査を行った結果、当該団体が良好な評価を得た。

当該団体は、本センターが同和問題を始めあらゆる人権問題を速やかに解決するための人権行政推進拠点施設であることを十分に理解し、また、これまでの管理運営の実績などから、管理運営能力を十分に有し、同条例に規定する要件に適合すると認められる。

以上のことから、堺市立人権ふれあいセンターの設置目的をより効果的、効率的に達成し、市民サービスの向上を図ることができる団体であると総合的に判断し、選定したものである。

4 選定の経過

(1) 応募団体

堺市堺区協和町一丁 1 番 23 号

J S A グループ

(代表団体)

堺市堺区協和町一丁 1 番 23 号

一般財団法人 堺市人権協会

(他の構成団体)

堺市堺区大仙西町二丁 69 番 9

公益財団法人 堺市就労支援協会

堺市堺区大仙西町二丁 70-1 メゾン大仙 101 号室

特定非営利活動法人 ヒューマン・ライツ・アドバンス・堺

(2) 選定経過

平成 30 年 5 月 30 日 堺市市民人権局指定管理者候補者選定委員会

(選定基準等の審議)

平成 30 年 10 月 11 日 堺市市民人権局指定管理者候補者選定委員会

(書類審査、面接審査、候補者の選定)

(3) 選定委員

委員長 堺市総務局行政部行政管理課総括参事役

(指定管理・事務改革担当) 北野 武司

委員 公認会計士 小田 利昭

委員 近畿大学人権問題研究所准教授 熊本 理抄

委員 弁護士 児玉 優子

委員 大阪府立大学人間社会学部教授 西田 芳正

(4) 審査結果表

条例に定める指定の要件	審査項目	配点	JSA グループ
(1)事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。 (堺市立人権ふれあいセンター条例第 19 条第 3 項第 1 号)	①管理の基本方針 ②隣保館の考え方 ③平等利用・安全の確保	33 点	23 点
(2)事業計画を確実かつ安定的に実施するに足りる経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。 (同条例第 19 条第 3 項第 2 号)	①安定的な経営資源 ②財務規模、組織状況 ③事業実績	30 点	23 点

(3)使用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。 (同条例第19条第3項第3号)	①利用者・利用者ニーズの把握、苦情対応の考え方 ②個人情報保護、情報公開の考え方 ③人権尊重の考え方 ④障害者等への考え方 ⑤広報・モニタリング計画	42点	31点
(4)効果的かつ効率的な管理を実施できること。 (同条例第19条第3項第4号)	①休業日、開館時間の考え方 ②人員配置、人材育成の考え方、研修計画 ③利用料金の考え方 ④非常時対策	27点	20点
(5)施設の効用を最大限発揮させることができること。 (同条例第19条第3項第5号)	①事業計画 ②目標設定、目標達成の方策 ③自主事業の実施計画	60点	38点
(6)管理経費の縮減が図られること。 (同条例第19条第3項第6号)	①経費削減の考え方・方法 ②収支計画 ③指定管理料の削減	72点	42点
(7)前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件 (同条例第19条第3項第7号)	①障害者等就労困難者の雇用 ②市内経済の活性化 ③地域振興、地域コミュニティの醸成 ④環境問題への取組 ⑤市の施策に整合する取組実績等(障害者雇用、子育て支援、高齢者雇用、本社・本店、環境マネジメント)	36点	23点
合計点		300点	200点

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
堺市立大浜体育館	堺市東区北野田 1077	大浜リライトグループ	
堺市大浜公園野球場	(代表団体) 堺市東区北野田 1077	(代表団体) 公益財団法人 堺市教育スポーツ振興事業団	
堺市三宝公園野球場		(他の構成団体)	
堺市浅香山公園野球場	(他の構成団体) 東京都墨田区両国 2 丁目 10 番 14 号	株式会社ルネサンス	平成31年4月1日から 平成33年3月31日まで
堺市大浜公園テニスコート	大阪市中央区南船場 4 丁目 3 番 2 号	ヒューマンプランニング 株式会社	
堺市土居川公園テニスコート	堺市堺区大浜北町 1 丁 8 番 8 号	医療法人いづみ会	
堺市大浜公園相撲場	東京都世田谷区用賀 4 丁目 10 番 1 号	株式会社 東急コミュニティー	

[根 拠]

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

指定管理者の指定について

1 地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、堺市立大浜体育館、堺市大浜公園野球場、堺市三宝公園野球場、堺市浅香山公園野球場、堺市大浜公園テニスコート、堺市土居川公園テニスコート、堺市大浜公園相撲場（以下、これらを「堺市立大浜体育館等」という。）の指定管理者として大浜リライトグループを指定し、その管理を行わせようとするものである。

2 指定管理者の概要

名称	設立年月日	設立目的	事業実績	選定方法
大浜リライト グループ	平成30年 9月10日	堺市立大浜体育館等 の管理運営	堺市立大浜体育館等の管 理運営を目的に設立され た共同事業体である。	公募

3 選定の理由

堺市立体育館条例（昭和60年条例第8号）第16条第1項、堺市公園条例（昭和35年条例第18号）第27条第1項の規定により公募を行い、応募のあった当該団体について、堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会において堺市立体育館条例第16条第3項、堺市公園条例第27条第3項の選定要件に沿って審査を行った結果、良好な評価を得た。

当該団体は、本市のスポーツ振興及び当施設の管理運営の考え方を十分に理解し、また利用者サービスの向上、経費縮減への取組方針から管理運営能力を十分に有すると考えられることなどから、条例に規定する要件に適合すると認められる。

以上のことから、堺市立大浜体育館等の設置目的をより効果的、効率的に達成し、市民サービスの向上を図ることができる団体であると総合的に判断し、選定したものである。

4 選定の経過

(1) 応募団体

堺市東区北野田 1077

大浜リライツグループ

(代表団体)

堺市東区北野田 1077

公益財団法人堺市教育スポーツ振興事業団

(他の構成団体)

東京都墨田区両国 2 丁目 10 番 14 号

株式会社ルネサンス

大阪市中央区南船場 4 丁目 3 番 2 号

ヒューマンプランニング株式会社

堺市堺区大浜北町 1 丁 8 番 8 号

医療法人いづみ会

東京都世田谷区用賀 4 丁目 10 番 1 号

株式会社東急コミュニティー

(2) 選定経過

平成 30 年 7 月 6 日 堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会

(選定基準等の審議)

平成 30 年 10 月 2 日 堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会

(書類審査、面接審査、候補者の選定)

(3) 選定委員

委員長 堺市総務局行政部行政管理課総括参事役

(指定管理・内部統制担当) 戸奈 章

委員 弁護士 永田 守

委員 公認会計士 西村 智子

委員 大阪体育大学教授 藤本 淳也

委員 近畿大学准教授 田中 ひかる

(4) 審査結果表

条例に定める指定の要件	審査項目	配点	大浜リライ トグループ
(1)事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。 (堺市立体育館条例第16条第3項第1号、堺市公園条例第27条第3項第1号)	①管理運営の基本方針 ②平等利用・安全の確保	40点	28点
(2)事業計画を確実かつ安定的に実施するに足りる経理的基礎その他経営に関する能力を有すること。 (堺市立体育館条例第16条第3項第2号、堺市公園条例第27条第3項第2号)	①安定的な経営資源 ②財務規模、組織状況 ③事業実績	40点	30点
(3)利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。 (堺市立体育館条例第16条第3項第3号、堺市公園条例第27条第3項第3号)	①利用者・利用者ニーズの把握 ②個人情報保護、情報公開の考え方 ③人権尊重の考え方 ④障害者等への考え方 ⑤広報・モニタリング計画	40点	30点
(4)効果的かつ効率的な管理を実施できること。 (堺市立体育館条例第16条第3項第4号、堺市公園条例第27条第3項第4号)	①休業日、開館時間の考え方 ②利用料金の考え方 ③人員配置、人材育成の考え方、研修計画 ④苦情対応の考え方 ⑤非常時対策 ⑥施設設備・器具備品等の維持管理及び第三者への業務委託に関する考え方	80点	61点
(5)施設の効用を最大限発揮させることができること。 (堺市立体育館条例第16条第3項第5号、堺市公園条例第27条第3項第5号)	①目標設定 ②目標達成の方策 ③自主事業①の実施計画 ④自主事業②の実施計画	80点	43点
(6)管理経費の縮減が図られること。 (堺市立体育館条例第16条第3項第6号、堺市公園条例第27条第3項第6号)	①経費削減の考え方と方法 ②管理運営にかかる収支計画 ③指定管理料の削減	56点	27点
(7)前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件 (堺市立体育館条例第16条第3項第7号、堺市公園条例第27条第3項第7号)	①障害者等就職困難者の雇用の考え方 ②市内経済の活性化策 ③地域振興、地域コミュニティの醸成 ④環境問題の取組み ⑤市の施策に整合する取組実績等（障害者雇用、子育て支援、高齢者雇用、本社・本店、環境マネジメント）	40点 24点	29点 8点
合計点		400点	256点

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
堺市金岡公園体育館	堺市東区北野田 1077 (代表団体)	堺市教育スポーツ振興事業団・ミズノグループ (代表団体)	平成 31 年 4 月 1 日から 平成 36 年 3 月 31 日まで
堺市金岡公園陸上競技場	堺市東区北野田 1077	公益財団法人堺市教育スポーツ振興事業団	
堺市金岡公園野球場	(他の構成団体) 大阪市中央区北浜 4 丁目 1 番 23 号	(他の構成団体) 美津濃株式会社	
堺市金岡公園テニスコート			

[根 拠]

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

指定管理者の指定について

1 地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、堺市金岡公園体育館、堺市金岡公園陸上競技場、堺市金岡公園野球場、堺市金岡公園テニスコート（以下、これらを「堺市金岡公園体育館等」という。）の指定管理者として堺市教育スポーツ振興事業団・ミズノグループを指定し、その管理を行わせようとするものである。

2 指定管理者の概要

名称	設立年月日	設立目的	事業実績	選定方法
堺市教育スポーツ振興事業団・ミズノグループ	平成25年9月1日	堺市金岡公園体育館等の管理運営	堺市金岡公園体育館等、 堺市立大浜体育館等の 指定管理者	公募

3 選定の理由

堺市公園条例(昭和35年条例第18号)第27条第1項の規定により公募を行い、応募のあった4団体について、堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会において堺市公園条例第27条第3項の選定要件に沿って審査を行った結果、当該団体が最も高い評価を得た。

当該団体は、本市のスポーツ振興及び当施設の管理運営の考え方を十分に理解し、また利用者サービスの向上、経費縮減への取組方針及びこれまでの実績から管理運営能力を十分に有すると考えられることなどから、条例に規定する要件に適合すると認められる。

以上のことから、堺市金岡公園体育館等の設置目的をより効果的、効率的に達成し、市民サービスの向上を図ることができる団体であると総合的に判断し、選定したものである。

4 選定の経過

(1) 応募団体

①大阪市西区江戸堀1丁目2番11号

シンコースポーツ大阪株式会社

②東京都江東区新砂3丁目1番18号

堺スポーツコミュニティ

(代表団体)

東京都江東区新砂3丁目1番18号

アシックスジャパン株式会社

(他の構成団体)

東京都港区芝浦3丁目4番1号

株式会社NTTファシリティーズ

③大阪市中央区上本町西1丁目2番19号

株式会社エスエスケイ

④堺市東区北野田1077

堺市教育スポーツ振興事業団・ミズノグループ

(代表団体)

堺市東区北野田1077

公益財団法人堺市教育スポーツ振興事業団

(他の構成団体)

大阪市中央区北浜4丁目1番23号

美津濃株式会社

(2) 選定経過

平成30年7月6日 堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会

(選定基準等の審議)

平成30年10月26日 堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会

(書類審査、面接審査、候補者の選定)

(3) 選定委員

委員長 堺市総務局行政部行政管理課総括参事官

(指定管理・内部統制担当) 戸奈 章

委員 弁護士 永田 守

委員 公認会計士 西村 智子
 委員 大阪体育大学教授 藤本 淳也
 委員 近畿大学准教授 田中 ひかる

(4) 審査結果表

条例に定める指定の要件	審査項目	配点	シンコー スポーツ 大阪株 式会社	堺スポー ツコミュニ ティ	株式会 社エスエ スケイ	堺市教育 スポーツ 振興事業 団・ミズノ グループ
(1)事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。 (堺市公園条例第27条第3項第1号)	①管理運営の基本方針 ②平等利用・安全の確保	40点	35点	33点	34点	33点
(2)事業計画を確実かつ安定的に実施するに足りる経理的基礎その他経営に関する能力を有すること。 (堺市公園条例第27条第3項第2号)	①安定的な経営資源 ②財務規模、組織状況 ③事業実績	40点	33点	29点	32点	32点
(3)利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。 (堺市公園条例第27条第3項第3号)	①利用者・利用者ニーズの把握 ②個人情報保護、情報公開の考え方 ③人権尊重の考え方 ④障害者等への考え方 ⑤広報・モニタリング計画	40点	31点	30点	27点	32点

(4)効果的かつ効率的な管理を実施できること。 (堺市公園条例第27条第3項第4号)	①休業日、開館時間の考え方 ②利用料金の考え方 ③人員配置、人材育成の考え方、研修計画 ④苦情対応の考え方 ⑤非常時対策 ⑥施設設備・器具備品等の維持管理及び第三者への業務委託に関する考え方 ⑦トレーニング機器等の調達・設置提案	80点	62点	67点	61点	68点
(5)施設の効用を最大限発揮させることができること。 (堺市公園条例第27条第3項第5号)	①目標設定 ②目標達成の方策 ③自主事業①の実施計画 ④自主事業②の実施計画	80点	66点	65点	59点	64点
(6)管理経費の縮減が図られること。 (堺市公園条例第27条第3項第6号)	①経費削減の考え方と方法 ②管理運営にかかる収支計画 ③指定管理料の削減	56点	36点	34点	42点	37点
(7)前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件 (堺市公園条例第27条第3項第7号)	①障害者等就職困難者の雇用の考え方 ②市内経済の活性化策 ③地域振興、地域コミュニティの醸成 ④環境問題の取組み ⑤市の施策に整合する取組実績等（障害者雇用、子育て支援、高齢者雇用、本社・本店、環境マネジメント）	40点 24点	32点 8点	30点 0点	27点 8点	30点 16点
合計点	400点	303点	288点	290点	312点	

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
堺市立美原体育館			
堺市美原多治井運動広場			
堺市美原みの池運動広場	堺市美原区多治井 878 番地 1	特定非営利活動法人 美原体育協会	平成 31 年 4 月 1 日から 平成 36 年 3 月 31 日まで
堺市美原さつき野運動広場			
堺市美原 B & G 海洋センター			

[根 拠]

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

指定管理者の指定について

1 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、堺市立美原体育館、堺市美原多治井運動広場、堺市美原みの池運動広場、堺市美原さつき野運動広場、堺市美原 B & G 海洋センター（以下、これらを「堺市立美原体育館等」という。）の指定管理者として特定非営利活動法人美原体育協会を指定し、その管理を行わせようとするものである。

2 指定管理者の概要

名称	設立年月日	設立目的	事業実績	選定方法
特定非営利活動法人 美原体育協会	平成13年 7月27日	健康で明るい住民の 育成に寄与すること。	堺市立美原体育館等 の指定管理者	公募

3 選定の理由

堺市立体育館条例（昭和 60 年条例第 8 号）第 16 条第 1 項、堺市スポーツ施設条例（昭和 59 年条例第 9 号）第 15 条第 1 項及び堺市美原 B & G 海洋センター条例（平成 16 年条例第 115 号）第 17 条第 1 項の規定により公募を行い、応募のあった当該団体について、堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会において堺市立体育館条例第 16 条第 3 項、堺市スポーツ施設条例第 15 条第 3 項及び堺市美原 B & G 海洋センター条例第 17 条第 3 項の選定要件に沿って審査を行った結果、良好な評価を得た。

当該団体は、本市のスポーツ振興及び当施設の管理運営の考え方を十分に理解し、また利用者サービスの向上、経費縮減への取組方針及びこれまでの実績から管理運営能力を十分に有すると考えられることなどから、条例に規定する要件に適合すると認められる。

以上のことから、堺市立美原体育館等の設置目的をより効果的、効率的に達成し、市民サービスの向上を図ることができる団体であると総合的に判断し、選定したものである。

4 選定の経過

(1) 応募団体

堺市美原区多治井 878 番地 1

特定非営利活動法人美原体育協会

(2) 選定経過

平成 30 年 7 月 6 日 堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会

(選定基準等の審議)

平成 30 年 10 月 23 日 堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会

(書類審査、面接審査、候補者の選定)

(3) 選定委員

委員長 堺市総務局行政部行政管理課総括参事役

(指定管理・内部統制担当) 戸奈 章

委員 弁護士 永田 守

委員 公認会計士 西村 智子

委員 大阪体育大学教授 藤本 淳也

委員 近畿大学准教授 田中 ひかる

(4) 審査結果表

条例に定める指定の要件	審査項目	配点	特定非営利活動法人美原体育協会
(1)事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。 (堺市立体育館条例第 16 条第 3 項第 1 号、堺市スポーツ施設条例第 15 条第 3 項第 1 号、堺市美原B&G海洋センター条例第 17 条第 3 項第 1 号)	①管理運営の基本方針 ②平等利用・安全の確保	30 点	23 点
(2)事業計画を確実かつ安定的に実施するに足りる経理的基礎その他経営に関する能力を有すること。 (堺市立体育館条例第 16 条第 3 項第 2 号、堺市スポーツ施設条例第 15 条第 3 項第 2 号、堺市美原B&G海洋センター条例第 17 条第 3 項第 2 号)	①安定的な経営資源 ②財務規模、組織状況 ③事業実績	30 点	23 点

(3)利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。 (堺市立体育館条例第16条第3項第3号、堺市スポーツ施設条例第15条第3項第3号、堺市美原B&G海洋センター条例第17条第3項第3号)	①利用者・利用者ニーズの把握 ②個人情報保護、情報公開の考え方 ③人権尊重の考え方 ④障害者等への考え方 ⑤広報・モニタリング計画	30点	23点
(4)効果的かつ効率的な管理を実施できること。 (堺市立体育館条例第16条第3項第4号、堺市スポーツ施設条例第15条第3項第4号、堺市美原B&G海洋センター条例第17条第3項第4号)	①休業日、開館時間の考え方 ②利用料金の考え方 ③人員配置、人材育成の考え方、研修計画 ④苦情対応の考え方 ⑤非常時対策 ⑥施設設備・器具備品等の維持管理及び第三者への業務委託に関する考え方 ⑦トレーニング機器等の調達・設置提案	60点	44点
(5)施設の効用を最大限発揮させることができること。 (堺市立体育館条例第16条第3項第5号、堺市スポーツ施設条例第15条第3項第5号、堺市美原B&G海洋センター条例第17条第3項第5号)	①目標設定 ②目標達成の方策 ③自主事業①の実施計画 ④自主事業②の実施計画	60点	45点
(6)管理経費の縮減が図られること。 (堺市立体育館条例第16条第3項第6号、堺市スポーツ施設条例第15条第3項第6号、堺市美原B&G海洋センター条例第17条第3項第6号)	①経費削減の考え方と方法 ②管理運営にかかる収支計画 ③指定管理料の削減	42点	21点
(7)前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件 (堺市立体育館条例第16条第3項第7号、堺市スポーツ施設条例第15条第3項第7号、堺市美原B&G海洋センター条例第17条第3項第7号)	①障害者等就職困難者の雇用の考え方 ②市内経済の活性化策 ③地域振興、地域コミュニティの醸成 ④環境問題の取組み ⑤市の施策に整合する取組実績等（障害者雇用、子育て支援、高齢者雇用、本社・本店、環境マネジメント）	30点 18点	22点 12点
合計点		300点	213点

選定委員1名欠席のため、400点満点に換算した場合の合計点は284点になる。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
堺市立美原総合 スポーツセンター	東京都品川区東品川 4丁目 10番 1号	コナミスポーツ・近鉄ビル サービスグループ	平成31年4月1日から 平成36年3月31日まで
	(代表団体) 東京都品川区東品川 4丁目 10番 1号	(代表団体) 株式会社コナミスポーツ クラブ	
	(他の構成団体) 大阪市中央区難波 2 丁目 2番 3号	(他の構成団体) 近鉄ビルサービス株式会社	

[根 拠]

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

指定管理者の指定について

1 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、堺市立美原総合スポーツセンターの指定管理者としてコナミスポーツ・近鉄ビルサービスグループを指定し、その管理を行わせようとするものである。

2 指定管理者の概要

名称	設立年月日	設立目的	事業実績	選定方法
コナミスポーツ・ 近鉄ビルサービ スグループ	平成20年 11月25日	堺市立美原総合スポー ツセンターの管理運営	堺市立美原総合スポー ツセンターの指定管理者	公募

3 選定の理由

堺市立美原総合スポーツセンター条例（平成 20 年条例第 45 号）第 15 条第 1 項の規定により公募を行い、応募のあった 2 団体について、堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会において堺市立美原総合スポーツセンター条例第 15 条第 3 項の選定要件に沿って審査を行った結果、当該団体が最も高い評価を得た。

当該団体は、本市のスポーツ振興及び当施設の管理運営の考え方を十分に理解し、また利用者サービスの向上、経費縮減への取組方針及びこれまでの実績から管理運営能力を十分に有すると考えられることなどから、条例に規定する要件に適合すると認められる。

以上のことから、堺市立美原総合スポーツセンターの設置目的をより効果的、効率的に達成し、市民サービスの向上を図ることができる団体であると総合的に判断し、選定したものである。

4 選定の経過

(1) 応募団体

①大阪市西区江戸堀 1 丁目 2 番 11 号

S S 大阪・オリックス F C 共同事業体

(代表団体)

大阪市西区江戸堀1丁目2番11号

シンコースポーツ大阪株式会社

(他の構成団体)

京都市下京区大宮通仏光寺下る五坊大宮町99番地

オリックス・ファシリティーズ株式会社

②東京都品川区東品川4丁目10番1号

コナミスポーツ・近鉄ビルサービスグループ

(代表団体)

東京都品川区東品川4丁目10番1号

株式会社コナミスポーツクラブ

(他の構成団体)

大阪市中央区難波2丁目2番3号

近鉄ビルサービス株式会社

(2) 選定経過

平成30年7月6日 堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会
(選定基準等の審議)

平成30年10月26日 堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会
(書類審査、面接審査、候補者の選定)

(3) 選定委員

委員長 堺市総務局行政部行政管理課総括参事役

(指定管理・内部統制担当) 戸奈 章

委員 弁護士 永田 守

委員 公認会計士 西村 智子

委員 大阪体育大学教授 藤本 淳也

委員 近畿大学准教授 田中 ひかる

(4) 審査結果表

条例に定める 指定の要件	審査項目	配点	SS大阪・オ リックスFC 共同事業体	コナミスポー ツ・近鉄ビ ルサービス グループ
(1)事業計画が市民の平等利 用その他の観点から適切 なものであること。 (堺市立美原総合スポーツ センター条例第15条第3 項第1号)	①管理運営の基本方針 ②平等利用・安全の確保	40点	31点	32点
(2)事業計画を確実かつ安定 的に実施するに足りる経 理的基礎その他経営に関 する能力を有すること。 (堺市立美原総合スポーツ センター条例第15条第3 項第2号)	①安定的な経営資源 ②財務規模、組織状況 ③事業実績	40点	31点	31点
(3)利用者の意思及び人権を 尊重し、常にその立場に 立ったサービスが提供で きること。 (堺市立美原総合スポーツ センター条例第15条第3 項第3号)	①利用者・利用者ニーズの 把握 ②個人情報保護、情報公開 の考え方 ③人権尊重の考え方 ④障害者等への考え方 ⑤広報・モニタリング計画	40点	29点	33点
(4)効果的かつ効率的な管 理を実施できること。 (堺市立美原総合スポーツ センター条例第15条第3 項第4号)	①休業日、開館時間の考え方 ②利用料金の考え方 ③人員配置、人材育成の考 え方、研修計画 ④苦情対応の考え方 ⑤非常時対策 ⑥施設設備・器具備品等の 維持管理及び第三者への 業務委託に関する考え方 ⑦トレーニング機器等の調 達・設置提案	80点	64点	70点
(5)施設の効用を最大限発揮 させることができること。 (堺市立美原総合スポーツ センター条例第15条第3 項第5号)	①目標設定 ②目標達成の方策 ③自主事業①の実施計画 ④自主事業②の実施計画	80点	62点	70点
(6)管理経費の縮減が図られ ること。 (堺市立美原総合スポーツ センター条例第15条第3 項第6号)	①経費削減の考え方と方法 ②管理運営にかかる収支計 画	56点	40点	48点

(7)前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件 (堺市立美原総合スポーツセンター条例第15条第3項第7号)	①障害者等就職困難者の雇用の考え方 ②市内経済の活性化策 ③地域振興、地域コミュニティの醸成 ④環境問題の取組み	40点	30点	30点
	⑤市の施策に整合する取組実績等（障害者雇用、子育て支援、高齢者雇用、本社・本店、環境マネジメント）	24点	0点	0点
合計点		400点	287点	314点

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
堺市立文化館	堺市堺区熊野町東 4丁4番20号	公益財団法人 堺市文化振興財団	平成31年4月1日から 平成36年3月31日まで

[根 拠]

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

指定管理者の指定について

1 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、堺市立文化館の指定管理者として公益財団法人堺市文化振興財団を指定し、その管理を行わせようとするものである。

2 指定管理者の概要

名称	設立年月日	設立目的	事業実績	選定方法
公益財団法人 堺市文化振興財団	平成 6 年 4 月 1 日	文化活動の振興及び地域文化の創造に資する事業を行い、市民文化生活の向上と地域の発展に寄与すること。	堺市民会館、堺市立梅・西・東・美原文化会館、堺市立文化館、堺市民芸術文化ホール及び堺市翁橋公園の管理運営業務及び各種文化芸術振興事業	非公募

3 選定の理由

堺市立文化館は、本市の貴重な文化資源であるアルフォンス・ミュシャの美術作品、その他関連資料の展示を行うことにより、美術作品等の鑑賞機会を提供している。またギャラリーは、市民文化活動の発表の場となるなど、市民文化活動の振興を図る拠点施設として運営されている。

当施設の指定管理者には、各所蔵作品の特性や状態を熟知した上で作品を適切な状態で管理すること、及び作品を活用した効果的な事業展開により堺市の美術文化を内外に発信する役割が求められる。したがって、当施設の所蔵作品は個人所蔵時代から長年にわたり展示利用されていることもあり、各作品について修復を行うべきタイミングを見極める技術など、作品に対する長期的かつ継続的な調査研究に基づく知識やノウハウが不可欠である。また、広く市民による美術作品等の鑑賞の機会や発表の場となる事業を行うなど、市の文化芸術施策と密接に結びついた事業を開設する必要がある。

公益財団法人堺市文化振興財団は、本市の文化創造の推進母体として設立され、平成 6 年よりアルフォンス・ミュシャ作品の管理を行うとともに、平成 12 年の堺市立文化館開館以降、当施設を管理運営しており、学芸員による長期的かつ継続的な作品の調査研究に

に基づいた企画展の実施や、作品の状態や修復の優先順位を踏まえたうえでの計画的な修復等を行ってきた。また、作品の貸借等を通じて構築した美術館同士のネットワークを活用し、幅広く情報発信や事業展開を実施している。

これらのことから、堺市立文化館の設置目的の実現のためには、公益財団法人堺市文化振興財団を指定管理者に指定し、これまでの同団体の業務の遂行により蓄積された知識やノウハウ、ネットワークを最大限に活用することにより、所蔵作品の適切な管理や魅力的な事業の展開、ギャラリーの利用促進に取り組むことが最も適切である。

このことを踏まえ、堺市立文化館条例（平成11年条例第28号）第23条第1項の規定に基づき、堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会において同条例第23条第3項の選定要件に沿って審査を行った結果、当該団体は良好な評価を得た。これまでの当施設の管理運営の実績や提案内容から、当該団体は管理運営能力を十分に有し、条例に規定する要件に適合すると認められる。当施設の設置目的をより効果的、効率的に達成することが出来る団体であると総合的に判断し、選定したものである。

4 選定の経過

(1) 申請団体

堺市堺区熊野町東4丁4番20号

公益財団法人堺市文化振興財団

(2) 選定経過

平成30年7月11日 堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会

（選定基準等の審議）

平成30年9月26日 堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会

（書類審査、面接審査、候補者の選定）

(3) 選定委員

委員長 堺市総務局行政部行政管理課総括参事官

（指定管理・内部統制担当） 戸奈 章

委員 弁護士 永田 守

委員 公認会計士 西村 智子

委員 帝塚山大学名誉教授 中川 幾郎

委員 大阪市立美術館館長 篠 雅廣

(4) 審査結果表

条例に定める指定の要件	審査項目	配点	公益財團 法人 堺市文化 振興財團
(1)事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。 (文化館条例第23条第3項第1号)	①管理の基本方針 ②平等利用・安全の確保	40点	34点
(2)事業計画を確実且つ安定的に実施するに足りる経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。 (文化館条例第23条第3項第2号)	①安定的な経営資源 ②財務規模、組織状況 ③事業実績	40点	38点
(3)利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。 (文化館条例第23条第3項第3号)	①利用者・利用者ニーズの把握 ②広報・モニタリング計画 ③人権尊重の考え方 ④障害者等への考え方 ⑤個人情報保護、情報公開の考え方	40点	32点
(4)効果的且つ効率的な管理を実施できること。 (文化館条例第23条第3項第4号)	①休業日、開館時間の考え方 ②利用料金の考え方 ③人員配置、人材育成の考え方、研修計画 ④苦情対応の考え方 ⑤非常時対策	88点	69点
(5)施設の効用を最大限発揮させることができること。 (文化館条例第23条第3項第5号)	①目標設定 ②目標達成の方策 ③自主事業の実施計画	96点	77点
(6)管理経費の縮減が図られること。 (文化館条例第23条第3項第6号)	①経費削減の考え方・方法 ②収支計画 ③指定管理料の削減	40点	19点
(7)前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件 (文化館条例第23条第3項第7号)	①障害者等就職困難者の雇用 ②市内経済の活性化 ③地域振興、地域コミュニティの醸成 ④環境問題への取り組み ⑤市の施策に整合する取組実績等 (障害者雇用、子育て支援、高齢者雇用、環境マネジメント)	56点	27点
合計点		400点	296点

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
堺市立のびやか健康館	大阪市中央区備後町三丁目 6 番 14 号	株式会社 オージースポーツ	平成 31 年 4 月 1 日から 平成 36 年 3 月 31 日まで

[根 拠]

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

指定管理者の指定について

1 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、堺市立のびやか健康館の指定管理者として株式会社オージースポーツを指定し、その管理を行わせようとするものである。

2 指定管理者の概要

名称	設立年月日	設立目的	事業実績	選定方法
株式会社 オージースポーツ	昭和56年 8月4日	スポーツ施設の経営、及び運営受託、並びに各種スポーツ教室、文化教室などの事業を営むことを目的とする。	スポーツ施設や健康施設の指定管理業務（大阪市、門真市、神戸市等）	公募

3 選定の理由

堺市立のびやか健康館条例（平成 15 年条例第 33 号）第 3 条第 1 項の規定により公募を行い、応募のあった当該団体について、堺市環境局指定管理者候補者選定委員会において同条例第 3 条第 3 項の選定要件に沿って審査を行った結果、良好な評価を得た。

当該団体は、本市施設の特性を十分に理解し、また、利用者の立場に立ったサービスを提供しつつ、施設の効用を發揮させ、効果的かつ効率的な管理運営を行う能力を十分に有すると考えられることなどから、同条例に規定する要件に適合すると認められる。

以上のことから、堺市立のびやか健康館の設置目的をより効果的、効率的に達成し、市民サービスの向上を図ることができる団体であると総合的に判断し、選定したものである。

4 選定の経過

(1) 応募団体

大阪市中央区備後町三丁目 6 番 14 号

株式会社オージースポーツ

(2) 選定経過

平成 30 年 6 月 28 日 堺市環境局指定管理者候補者選定委員会
(選定基準等の審議)

平成 30 年 9 月 28 日 堺市環境局指定管理者候補者選定委員会
(書類審査、面接審査、候補者の選定)

(3) 選定委員

委員長 堺市総務局行政部行政管理課総括参事役

(指定管理・内部統制担当) 戸奈 章

委員 大阪体育大学体育学部教授 梅垣 明美

委員 公認会計士 落合 明男

委員 大阪大谷大学人間社会学部講師 小林 未季代

委員 弁護士 阪尾 晋一

(4) 審査結果表

条例に定める指定の要件	審査項目	配点	株式会社 オージースポーツ
(1)事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。 (堺市立のびやか健康館条例第3条第3項第1号)	①管理の基本方針 ②平等利用・安全の確保	40点	32点
(2)事業計画を確実かつ安定的に実施するに足りる経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。 (同条例第3条第3項第2号)	①安定的な経営資源 ②財務規模、組織状況 ③事業実績	40点	37点
(3)利用者の意思及び人格を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。 (同条例第3条第3項第3号)	①利用者・利用者ニーズの把握 ②個人情報保護、情報公開の考え方 ③人権尊重の考え方 ④障害者等への考え方 ⑤広報・モニタリング計画	60点	47点

(4)効果的かつ効率的な管理を実施できること。 (同条例第3条第3項第4号)	①休館日、開館時間の考え方 ②人員配置、人材育成の考え方、研修計画 ③利用料金の考え方 ④施設、設備、器具備品等の維持管理についての考え方 ⑤苦情対応の考え方 ⑥非常時対策	80点	59点
(5)施設の効用を最大限發揮させることができるものであること。 (同条例第3条第3項第5号)	①目標設定 ②目標達成の方策 ③自主事業（スポーツ教室事業）の実施計画 ④自主事業（自動販売機やレストラン等）の実施計画	60点	38点
(6)管理経費の縮減が図られるものであること。 (同条例第3条第3項第6号)	①経費削減の考え方・方法 ②収支計画	40点	26点
(7)前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件 (同条例第3条第3項第7号)	①障害者等就職困難者の雇用 ②市内経済の活性化 ③地域振興、地域コミュニティの醸成 ④環境問題への取組 ⑤市の施策に整合する取組実績等（障害者雇用、子育て支援、高齢者雇用、本社・本店、環境マネジメント）	80点	51点
合計点		400点	290点

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
堺市立青少年センター	大阪市西区土佐堀 1丁目5番6号	公益財団法人 大阪YMCA	平成31年4月1日から 平成36年3月31日まで
堺市立青少年の家			

[根 拠]

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

指定管理者の指定について

1 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、堺市立青少年センター及び堺市立青少年の家の指定管理者として公益財団法人大阪 YMCA を指定し、その管理を行わせようとするものである。

2 指定管理者の概要

名称	設立年月日	設立目的	事業実績	選定方法
公益財団法人 大阪 YMCA	明治15年 6月4日	青少年をはじめとするすべての人々の心身の発達と人格の向上を図り、奉仕の精神を養い、世界の平和と福祉社会の実現に寄与する。	堺市立青少年センター及び堺市立青少年の家、堺市立日高少年自然の家の管理運営	公募

3 選定の理由

堺市立青少年センター等の設置及び管理に関する条例（昭和 61 年条例第 9 号）第 19 条第 1 項の規定により公募を行い、応募のあった当該団体について堺市子ども青少年局指定管理者候補者選定委員会において同条例第 19 条第 3 項の選定要件に沿って審査を行った結果、良好な評価を得た。

当該団体は、これまでの青少年施設の管理運営の実績や青少年の健全育成活動関連事業の実績などから、本施設の管理運営能力を十分に有し、条例に規定する要件に適合すると認められる。

以上のことから、堺市立青少年センター及び堺市立青少年の家の設置目的をより効果的、効率的に達成し、市民サービスの向上を図ることができる団体であると総合的に判断し、選定したものである。

4 選定の経過

(1) 応募団体

大阪市西区土佐堀 1 丁目 5 番 6 号

公益財団法人大阪 YMCA

(2) 選定経過

平成 30 年 7 月 23 日 堺市子ども青少年局指定管理者候補者選定委員会

(選定基準等の審議)

平成 30 年 10 月 22 日 堺市子ども青少年局指定管理者候補者選定委員会

(書類審査、面接審査、候補者の選定)

(3) 選定委員

委員長 堺市総務局行政部行政管理課総括参事役

(指定管理・事務改革担当) 北野 武司

委員 弁護士 中野 佳子

委員 税理士 森島 憲治

委員 大阪府立大学教授 山中 京子

委員 龍谷大学教授 林 美輝

(4) 審査結果表

条例に定める指定の要件	審査項目	配点	公益財団法人大阪 YMCA
(1)事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。 (堺市立青少年センター等の設置及び管理に関する条例第 19 条第 3 項第 1 号)	①管理の基本方針 ②平等利用・安全の確保	40 点	26 点
(2)事業計画を確実かつ安定的に実施するに足りる経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。 (堺市立青少年センター等の設置及び管理に関する条例第 19 条第 3 項第 2 号)	①安定的な経営資源 ②財務規模、組織状況 ③事業実績	40 点	32 点

(3)利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。 (堺市立青少年センター等の設置及び管理に関する条例第19条第3項第3号)	①利用者・利用者ニーズの把握 ②個人情報保護、情報公開の考え方 ③人権尊重の考え方 ④障害者等の利用への考え方 ⑤広報・モニタリング計画	40点	26点
(4)効果的かつ効率的な管理を実施できること。 (堺市立青少年センター等の設置及び管理に関する条例第19条第3項第4号)	①休館日、開館時間の考え方 ②人員配置、人材育成の考え方、研修計画 ③利用料金の考え方 ④苦情対応の考え方 ⑤非常時対策	80点	56点
(5)施設の効用を最大限発揮させることができるること。 (堺市立青少年センター等の設置及び管理に関する条例第19条第3項第5号)	①目標設定 ②目標達成の方策 ③自主事業の実施計画	100点	75点
(6)管理経費の縮減が図られること。 (堺市立青少年センター等の設置及び管理に関する条例第19条第3項第6号)	①経費削減の考え方・方法 ②収支計画 ③指定管理料の削減	56点	28点
(7)前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件 (堺市立青少年センター等の設置及び管理に関する条例第19条第3項第7号)	①障害者等就職困難者の雇用 ②市内経済の活性化 ③地域振興、地域コミュニティの醸成 ④環境問題への取組 ⑤市の施策に整合する取組実績等 (障害者雇用、子育て支援、高齢者雇用、本社・本店、環境マネジメント)	44点	21点
合計点		400点	264点

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
堺市立日高少年自然の家	大阪市西区土佐堀 1丁目5番6号	公益財団法人 大阪YMCA	平成31年4月1日から 平成36年3月31日まで

[根 拠]

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

指定管理者の指定について

1 地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、堺市立日高少年自然の家の指定管理者として公益財団法人大阪YMCAを指定し、その管理を行わせようとするものである。

2 指定管理者の概要

名称	設立年月日	設立目的	事業実績	選定方法
公益財団法人 大阪YMCA	明治15年 6月4日	青少年をはじめとするすべての人々の心身の発達と人格の向上を図り、奉仕の精神を養い、世界の平和と福祉社会の実現に寄与する。	堺市立青少年センター及び堺市立青少年の家、堺市立日高少年自然の家の管理運営	公募

3 選定の理由

堺市立日高少年自然の家条例（昭和50年条例第13号）第12条第1項の規定により公募を行い、応募のあった当該団体について堺市子ども青少年局指定管理者候補者選定委員会において同条例第12条第3項の選定要件に沿って審査を行った結果、良好な評価を得た。

当該団体は、これまでの青少年施設の管理運営の実績や青少年の健全育成活動関連事業の実績などから、本施設の管理運営能力を十分に有し、条例に規定する要件に適合すると認められる。

以上のことから、堺市立日高少年自然の家の設置目的をより効果的、効率的に達成し、市民サービスの向上を図ることができる団体であると総合的に判断し、選定したものである。

4 選定の経過

(1) 応募団体

大阪市西区土佐堀1丁目5番6号

公益財団法人大阪YMCA

(2) 選定経過

平成 30 年 7 月 23 日 堺市子ども青少年局指定管理者候補者選定委員会
(選定基準等の審議)

平成 30 年 10 月 15 日 堺市子ども青少年局指定管理者候補者選定委員会
(書類審査、面接審査、候補者の選定)

(3) 選定委員

委員長 堺市総務局行政部行政管理課総括参事役

(指定管理・事務改革担当) 北野 武司

委員 弁護士 中野 佳子

委員 税理士 森島 憲治

委員 大阪府立大学教授 山中 京子

委員 龍谷大学教授 林 美輝

(4) 審査結果表

条例に定める指定の要件	審査項目	配点	公益財団法人大阪YMCA
(1)事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。 (堺市立日高少年自然の家条例第12条第3項第1号)	①管理の基本方針 ②平等利用・安全の確保	30点	24点
(2)事業計画を確実かつ安定的に実施するに足りる経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。 (堺市立日高少年自然の家条例第12条第3項第2号)	①安定的な経営資源 ②財務規模、組織状況 ③事業実績	30点	26点
(3)使用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。 (堺市立日高少年自然の家条例第12条第3項第3号)	①利用者・利用者ニーズの把握 ②個人情報保護、情報公開の考え方 ③人権尊重の考え方 ④障害者等の利用への考え方 ⑤広報・モニタリング計画	30点	18点

(4)効果的かつ効率的な管理を実施できること。 (堺市立日高少年自然の家条例第12条第3項第4号)	①休館日、開館時間の考え方 ②人員配置、人材育成の考え方、研修計画 ③利用料金の考え方 ④苦情対応の考え方 ⑤非常時対策 ⑥海洋プログラム実施における安全管理	60点	40点
(5)施設の効用を最大限發揮させることができるものであること。 (堺市立日高少年自然の家条例第12条第3項第5号)	①目標設定 ②目標達成の方策 ③自主事業の実施計画	75点	49点
(6)管理経費の縮減が図られるものであること。 (堺市立日高少年自然の家条例第12条第3項第6号)	①経費削減の考え方・方法 ②収支計画 ③指定管理料の削減	42点	20点
(7)前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件 (堺市立日高少年自然の家条例第12条第3項第7号)	①障害者等就職困難者の雇用 ②市内経済の活性化 ③地域振興、地域コミュニティの醸成 ④環境問題への取組 ⑤市の施策に整合する取組実績等 (障害者雇用、子育て支援、高齢者雇用、本社・本店、環境マネジメント)	33点	16点
合計点		300点	193点

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
堺市立北こどもリハビリテーションセンター		社会福祉法人 堺市社会福祉事業団	平成 31 年 4 月 1 日から 平成 36 年 3 月 31 日まで
堺市立南こどもリハビリテーションセンター	堺市南区城山台 5 丁 1 番 4 号		

[根 拠]

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

指定管理者の指定について

- 1 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、堺市立北こどもりハビリテーションセンター及び堺市立南こどもりハビリテーションセンターの指定管理者として社会福祉法人堺市社会福祉事業団を指定し、その管理を行わせようとするものである。

2 指定管理者の概要

名称	設立年月日	設立目的	事業実績	選定方法
社会福祉法人 堺市社会福祉事業団	平成 5 年 7 月 20 日	次の社会福祉事業を行うことを目的とする。 1. 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業の経営 2. 相談支援事業の経営 3. 障害福祉サービス事業の経営 4. 身体障害者福祉センター事業の経営	堺市立こどもりハビリテーションセンター及び堺市立えのきはいむの管理運営	非公募

3 選定の理由

堺市立こどもりハビリテーションセンターは、心身に障害のある児童及びその疑いのある児童に、豊かな発達と自立を促し、地域社会の中で生き生きとした暮らしが送れるよう家族も含め総合的に援助していくことを目的として設置された施設であり、子どもの状況や発達課題を踏まえ、「保育」、「診療」、「リハビリ」、「相談」を一体的に行う総合的な療育が必要とされるため、療育にあたる職員には、高度な専門的知識や経験が求められる。

当該団体は、当該施設を管理運営させるために設立した社会福祉法人であり、本市における就学前の障害児の早期発見・早期療育システムの中心的な役割を担っており、長年にわたり蓄積した経験や実績、専門的なノウハウに基づく高度な専門性を活かすことで、多様化する支援ニーズに対応した療育の実施が可能となっている。

このことを踏まえ、堺市立こどもりハビリテーションセンター条例（平成 5 年条例第 27 号）第 12 条第 1 項の規定に基づき、堺市子ども青少年局指定管理者候補者選定委員会

において同条例第12条第3項の選定要件に沿って審査を行った結果、当該団体は良好な評価を得た。これまでの本施設の管理運営の実績や提案内容から、当該団体は管理運営能力を十分に有し、条例に規定する要件に適合すると認められる。

以上のことから、堺市立北こどもりハビリテーションセンター及び堺市立南こどもりハビリテーションセンターの設置目的をより効果的、効率的に達成し、市民サービスの向上を図ることができる団体であると総合的に判断し、選定したものである。

4 選定の経過

(1) 申請団体

堺市南区城山台5丁1番4号

社会福祉法人堺市社会福祉事業団

(2) 選定経過

平成30年7月23日 堺市子ども青少年局指定管理者候補者選定委員会
(選定基準等の審議)

平成30年10月15日 堺市子ども青少年局指定管理者候補者選定委員会
(書類審査・面接審査・候補者の選定)

(3) 選定委員

委員長 堺市総務局行政部行政管理課総括参事役
(指定管理・事務改革担当) 北野 武司
委員 弁護士 中野 佳子
委員 税理士 森島 憲治
委員 大阪府立大学教授 山中 京子
委員 龍谷大学教授 林 美輝

(4) 審査結果表

条例に定める指定の要件	審査項目	配点	社会福祉法人堺市社会福祉事業団
(1)事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。 (堺市立こどもりハビリテーションセンター条例第12条第3項第1号)	①管理の基本方針 ②平等利用・安全の確保	40点	31点
(2)事業計画を確実かつ安定的に実施するに足りる経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。 (堺市立こどもりハビリテーションセンター条例第12条第3項第2号)	①安定的な経営資源 ②財務規模、組織状況 ③事業実績	40点	30点
(3)利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。 (堺市立こどもりハビリテーションセンター条例第12条第3項第3号)	①利用者・利用者ニーズの把握 ②個人情報保護、情報公開の考え方 ③人権尊重の考え方 ④障害者等の利用への考え方 ⑤広報・モニタリング計画	40点	32点
(4)効果的かつ効率的な管理を実施できること。 (堺市立こどもりハビリテーションセンター条例第12条第3項第4号)	①休館日、開館時間の考え方 ②人員配置、人材育成の考え方、研修計画 ③利用料金の考え方 ④苦情対応の考え方 ⑤非常時対策	60点	44点
(5)施設の効用を最大限發揮させることができるること。 (堺市立こどもりハビリテーションセンター条例第12条第3項第5号)	①目標設定 ②目標達成の方策 ③自主事業の実施計画	80点	58点
(6)管理経費の縮減が図られること。 (堺市立こどもりハビリテーションセンター条例第12条第3項第6号)	①経費削減の考え方・方法 ②収支計画 ③指定管理料の削減	76点	43点
(7)前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件 (堺市立こどもりハビリテーションセンター条例第12条第3項第7号)	①障害者等就職困難者の雇用 ②市内経済の活性化 ③地域振興、地域コミュニティの醸成 ④環境問題への取組 ⑤市の施策に整合する取組実績等（障害者雇用、子育て支援、高齢者雇用、本社・本店、環境マネジメント）	64点	49点
合計点		400点	287点

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
堺市立勤労者総合 福祉センター	埼玉県さいたま市 浦和区仲町一丁目 12番1号	日本環境マネジメント 株式会社	平成31年4月1日から 平成36年3月31日まで

[根 拠]

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

指定管理者の指定について

1 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、堺市立勤労者総合福祉センターの指定管理者として日本環境マネジメント株式会社を指定し、その管理を行わせようとするものである。

2 指定管理者の概要

名称	設立年月日	設立目的	事業実績	選定方法
日本環境マネジメント株式会社	昭和49年 12月25日	総合ビルメンテナンス業務を中心に地域に密着した施設総合管理と環境保全に取り組む。	勤労者福祉関係施設の指定管理者（埼玉県、静岡県、京都府、明石市等）	公募

3 選定の理由

堺市立勤労者総合福祉センター条例（平成 5 年 3 月 31 日条例第 4 号）第 16 条の規定により公募を行い、応募のあった 3 団体について堺市産業振興局指定管理者候補者選定委員会において同条例第 16 条第 3 項の選定要件に沿って審査を行った結果、当該団体が最も高い評価を得た。

当該団体は、安定した経営基盤のもと、堅実な収支計画、複数の類似施設の管理運営に関する事業実績、労働福祉に係る講演会・講習会や多様な自主事業の計画などから、本施設の管理運営能力を十分に有し、同条例に規定する要件に適合すると認められる。

以上のことから、堺市立勤労者総合福祉センターの設置目的をより効果的、効率的に達成し、市民サービスの向上を図ることができる団体であると総合的に判断し、選定したものである。

4 選定の経過

(1) 応募団体

①大阪市北区梅田一丁目 2 番 2 - 1200 号

株式会社ハウスビルシステム

②堺市堺区田出井町2番1号

公益財団法人堺市勤労者福祉サービスセンター

③埼玉県さいたま市浦和区仲町一丁目12番1号

日本環境マネジメント株式会社

(2) 選定経過

平成30年5月30日 堺市産業振興局指定管理者候補者選定委員会

(選定基準等の審議)

平成30年9月13日 堺市産業振興局指定管理者候補者選定委員会

(書類審査・面接審査・候補者の選定)

(3) 選定委員

委員長 堺市総務局行政部行政管理課総括参事官

(指定管理・事務改革担当) 北野 武司

委員 弁護士法人御堂筋法律事務所弁護士 今枝 史絵

委員 大阪商業大学経済学部特任教授 大西 敏夫

委員 みつば会計公認会計士 織田 成人

委員 堺公共職業安定所業務部長 塩崎 谷津子

(4) 審査結果表

条例に定める 指定の要件	審査項目	配点	株式会 社ハウス ビルシス テム	公益財団 法人堺市 勤労者福 祉サービ スセンター	日本環境 マネジメン ト株式会 社
(1)事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。 (堺市立勤労者総合福祉センター条例第16条第3項第1号)	①管理の基本方針 ②平等利用・安全の確保	80点	61点	68点	63点

(2)事業計画を確実かつ 安定的に実施するに 足りる経理的基礎そ の他の経営に関する 能力を有すること。 (同条例第16条第3 項第2号)	①安定的な経営資源 ②財務規模、組織状況 ③事業実績	88点	70点	76点	80点
(3)使用者の意思及び人 権を尊重し、常にそ の立場に立ったサー ビスが提供できるこ と。 (同条例第16条第3 項第3号)	①利用者・利用者ニーズ の把握 ②個人情報保護、情報公 開の考え方 ③人権尊重の考え方 ④障害者等への考え方 ⑤広報・モニタリング計 画	80点	60点	64点	66点
(4)効果的かつ効率的な 管理を実施できること。 (同条例第16条第3 項第4号)	①休業日、開館時間の考 え方 ②人員配置、人材育成の 考え方、研修計画 ③利用料金の考え方 ④苦情対応の考え方 ⑤非常時対策	120点	89点	88点	95点
(5)施設の効用を最大限 発揮させることができ ること。 (同条例第16条第3 項第5号)	①目標設定 ②目標達成の方策 ③労働福祉に係る講演会、 講習会の開催、市民の 雇用の安定に寄与する 事業の実施計画 ④自主事業の実施計画	192点	143点	139点	147点
(6)管理経費の縮減が図 られること。 (同条例第16条第3 項第6号)	①経費削減の考え方・方 法 ②収支計画 ③指定管理料の削減	120点	74点	64点	61点
(7)前各号に掲げるもの のほか、市長が定め る要件 (同条例第16条第3 項第7号)	①障害者等就職困難者の 雇用 ②市内経済の活性化 ③地域振興、地域コミュニ ティの醸成 ④環境問題への取組 ⑤市の施策に整合する取 組実績等（障害者雇用、 子育て支援、高齢者雇 用、本社・本店、環境 マネジメント）	120点	105点	85点	106点
合計点		800点	602点	584点	618点

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
堺市立農業公園 「交流施設」	堺市西区上野芝町 二丁1番1号	堺市農業協同組合	平成31年4月1日から 平成36年3月31日まで

[根 拠]

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

指定管理者の指定について

1 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、堺市立農業公園「交流施設」の指定管理者として堺市農業協同組合を指定し、その管理を行わせようとするものである。

2 指定管理者の概要

名称	設立年月日	設立目的	事業実績	選定方法
堺市農業協同組合	昭和44年 3月1日	農業生産力の増進及び農業者の経済的・社会的地位の向上を図る。	指導事業（営農指導・農政活動・相談活動）、経済・信用・共済事業	非公募

3 選定の理由

当施設の指定管理者は、堺市立農業公園条例（平成 12 年条例第 21 号）第 19 条第 1 項の規定により、公の施設の管理運営に関する実績及び当施設の特殊性を勘案し、本市が出資する法人及び公共的団体のうちから適当と認めるものを指定するものである。

公共的団体である当該団体は、その営農部門が行う地元農業者の指導育成事業と連携協力して、当施設において農産物直売の事業実績を積み重ねてきた。

このことを踏まえ、当該団体について同条例第 19 条第 3 項の選定要件に沿って審査を行った結果、当該団体は、その組織力を活かして生産農家所得の向上・安定、多様な担い手の育成、安全・安心で新鮮な地場農産物の提供などを提案し、良好な評価を得た。

以上のことから、当該団体はこれまでの実績から当施設の管理運営能力を充分に有しており、施設の設置目的を効果的、効率的に達成するとともに市民サービスの向上を図ることができる団体であると総合的に判断し、選定したものである。

4 選定の経過

(1) 申請団体

堺市西区上野芝町二丁1番1号

堺市農業協同組合

(2) 選定経過

平成 30 年 7 月 9 日 堺市産業振興局指定管理者候補者選定委員会

(選定基準等の審議)

平成 30 年 9 月 18 日 堺市産業振興局指定管理者候補者選定委員会

(書類審査・面接審査・候補者の選定)

(3) 選定委員

委員長 堺市総務局行政部行政管理課総括参事役

(指定管理・事務改革担当) 北野 武司

委 員 大阪商業大学経済学部特任教授 大西 敏夫

委 員 NPO 法人食と農の研究所理事 中塚 華奈

委 員 弁護士 成末 奈穂

委 員 公認会計士 林 大司

(4) 審査結果表

条例に定める指定の要件	審査項目	配点	堺市農業協同組合
(1)事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。 (堺市立農業公園条例第 19 条第 3 項第 1 号)	①管理の基本方針 ②平等利用・安全の確保	40 点	36 点
(2)事業計画を確実かつ安定的に実施するに足りる経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。 (堺市立農業公園条例第 19 条第 3 項第 2 号)	①安定的な経営資源 ②財務規模、組織状況 ③事業実績	40 点	34 点
(3)使用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。 (堺市立農業公園条例第 19 条第 3 項第 3 号)	①利用者・利用者ニーズの把握 ②個人情報保護、情報公開の考え方 ③人権尊重の考え方 ④障害者等への考え方 ⑤広報・モニタリング計画	60 点	52 点
(4)効果的かつ効率的な管理を実施できること。 (堺市立農業公園条例第 19 条第 3 項第 4 号)	①休業日、開館時間の考え方 ②人員配置、人材育成の考え方、研修計画 ③利用料金の考え方 ④苦情対応の考え方 ⑤非常時対策	60 点	49 点

(5)施設の効用を最大限發揮させることができる。(堺市立農業公園条例第19条第3項第5号)	①目標設定及び達成の方策 ②自主事業の実施計画	80点	68点
(6)周辺地域の自然環境等を勘案した運営ができること。(堺市立農業公園条例第19条第3項第6号)	①自然環境への考え方 ②自然環境との共生の考え方	40点	32点
(7)管理経費の縮減が図られること。(堺市立農業公園条例第19条第3項第7号)	①経費削減の考え方・方法 ②収支計画 ③指定管理料の削減	36点	15点
(8)前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件(堺市立農業公園条例第19条第3項第8号)	①障害者等就職困難者の雇用 ②市内経済の活性化 ③地域振興、地域コミュニティの醸成 ④環境問題への取組 ⑤市の施策に整合する取組実績等(障害者雇用、子育て支援、高齢者雇用、本社・本店、環境マネジメント)	44点	23点
合計点		400点	309点

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
堺市立農業公園 「加工体験施設」	堺市南区鉢ヶ峯寺 2405 番地の 2	株式会社堺ファーム	平成 31 年 4 月 1 日から 平成 36 年 3 月 31 日まで

[根 拠]

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

指定管理者の指定について

1 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、堺市立農業公園「加工体験施設」の指定管理者として株式会社堺ファームを指定し、その管理を行わせようとするものである。

2 指定管理者の概要

名称	設立年月日	設立目的	事業実績	選定方法
株式会社 堺ファーム	平成11年 7月28日	農業公園の運営を通じ堺市 の農業振興と地域振興に寄 与することを目的とする。	農業公園の建設及び管 理運営	非公募

3 選定の理由

当施設の指定管理者は、堺市立農業公園条例（平成 12 年条例第 21 号）第 19 条第 1 項の規定により、公の施設の管理運営に関する実績及び当施設の特殊性を勘案し、本市が出資する法人及び公共的団体のうちから適当と認めるものを指定するものである。

本市が出資する法人である当該団体は、平成 10 年 11 月に本市と締結した「(仮称) 緑のミュージアムの整備運営に関する基本協定書」のもとで、本市と共同して緑のミュージアム「ハーベストの丘」を設置し、互いに連携協調して農業振興と集客事業を推進しながら農産物の加工製造や園内の維持整備に関する業務の管理運営にかかわってきた実績がある。

このことを踏まえ、当該団体について同条例第 19 条第 3 項の選定要件に沿って審査を行った結果、当該団体は、入園者や収入の目標達成にむけた既存施設の整備・拡張、新たな客層の開拓や集客強化などを提案し、良好な評価を得た。

以上のことから、当該団体はこれまでの実績から当施設の管理運営能力を充分に有しており、施設の設置目的を効果的、効率的に達成するとともに市民サービスの向上を図ることができる団体であると総合的に判断し、選定したものである。

4 選定の経過

(1) 申請団体

堺市南区鉢ヶ峯寺 2405 番地の 2

株式会社堺ファーム

(2) 選定経過

平成 30 年 7 月 9 日 堺市産業振興局指定管理者候補者選定委員会

(選定基準等の審議)

平成 30 年 9 月 18 日 堺市産業振興局指定管理者候補者選定委員会

(書類審査・面接審査・候補者の選定)

(3) 選定委員

委員長 堺市総務局行政部行政管理課総括参事役

(指定管理・事務改革担当) 北野 武司

委 員 大阪商業大学経済学部特任教授 大西 敏夫

委 員 NPO 法人食と農の研究所理事 中塚 華奈

委 員 弁護士 成末 奈穂

委 員 公認会計士 林 大司

(4) 審査結果表

条例に定める指定の要件	審査項目	配点	株式会社 堺ファーム
(1)事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。 (堺市立農業公園条例第 19 条第 3 項第 1 号)	①管理の基本方針 ②平等利用・安全の確保	40 点	35 点
(2)事業計画を確実かつ安定的に実施するに足りる経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。 (堺市立農業公園条例第 19 条第 3 項第 2 号)	①安定的な経営資源 ②財務規模、組織状況 ③事業実績	40 点	31 点
(3)使用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。 (堺市立農業公園条例第 19 条第 3 項第 3 号)	①利用者・利用者ニーズの把握 ②個人情報保護、情報公開の考え方 ③人権尊重の考え方 ④障害者等への考え方 ⑤広報・モニタリング計画	60 点	49 点

(4)効果的かつ効率的な管理を実施できること。 (堺市立農業公園条例第19条第3項第4号)	①開園時間及び休園日の考え方 ②人員配置、人材育成の考え方、研修計画 ③利用料金の考え方 ④苦情対応の考え方 ⑤非常時対策	60点	50点
(5)施設の効用を最大限發揮させることができるること。 (堺市立農業公園条例第19条第3項第5号)	①目標設定及び達成の方策 ②自主事業の実施計画	80点	65点
(6)周辺地域の自然環境等を勘案した運営ができること。 (堺市立農業公園条例第19条第3項第6号)	①自然環境への考え方 ②自然環境との共生の考え方	40点	34点
(7)管理経費の縮減が図られること。 (堺市立農業公園条例第19条第3項第7号)	①経費削減の考え方・方法 ②収支計画	36点	29点
(8)前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件 (堺市立農業公園条例第19条第3項第8号)	①障害者等就職困難者の雇用 ②市内経済の活性化 ③地域振興、地域コミュニティの醸成 ④環境問題への取組 ⑤市の施策に整合する取組実績等(障害者雇用、子育て支援、高齢者雇用、本社・本店、環境マネジメント)	44点	22点
合計点		400点	315点

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
堺市鳳公園	堺市西区鳳北町 十丁 118 番地	NPO法人クリーン鳳	平成 31 年 4 月 1 日から 平成 36 年 3 月 31 日まで

[根 拠]

地方自治法第 244 条の 2 項 6 項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

指定管理者の指定について

1 地方自治法第244条の2項3項の規定に基づき、堺市鳳公園の指定管理者としてNPO法人クリーン鳳を指定し、その管理を行わせようとするものである。

2 指定管理者の概要

名称	設立年月日	設立目的	事業実績	選定方法
NPO法人 クリーン鳳	平成18年 4月4日	地域住民が主体的に公共施設の運営、維持、管理への参画や地域における安全活動を行うこと等により地域住民の自主的なまちづくり活動の促進を図り、併せて地域通貨を発行、流通させる事業を行うことにより経済の発展を図り地域住民の理想とする社会の実現と地域経済活性化に寄与することを目的とする。	・鳳公園の管理運営業務 ・小学校の来訪者受付業務 ・小学校の開錠、施錠業務	公募

3 選定の理由

堺市公園条例（昭和35年条例第18号）第27条第1項第3号の規定により公募を行い、応募のあった当該団体について堺市建設局指定管理者候補者選定委員会において同条例第27条第3項の選定要件に沿って審査を行った結果、良好な評価を得た。

当該団体は、本市公園の健全な発展と使用の適正化及び当該施設の管理運営について十分に理解し、また、利用者の立場に立ったサービスを提供しつつ、施設の効用を發揮させ、効果的かつ効率的な管理運営を行う能力を十分に有すると考えられることなどから、同条例に規定する要件に適合すると認められる。

以上のことから、堺市鳳公園の設置目的をより効果的、効率的に達成し、市民サービスの向上を図ることができる団体であると総合的に判断し、選定したものである。

4 選定の経過

(1) 応募団体

堺市西区鳳北町十丁 118 番地

NPO法人クリーン鳳

(2) 選定経過

平成 30 年 5 月 21 日 堺市建設局指定管理者候補者選定委員会

(選定基準等の審議)

平成 30 年 9 月 7 日 堺市建設局指定管理者候補者選定委員会

(書類審査、面接審査、候補者の選定)

(3) 選定委員

委員長 堺市総務局行政部行政管理課総括参事役

(指定管理・内部統制担当)

戸奈 章

委員 大阪府立大学 看護学研究科 准教授 佐保 美奈子

委員 公認会計士 西村 智子

委員 弁護士 森本 芳樹

委員 大阪府立大学 生命環境科学研究科 教授 山田 宏之

(4) 審査結果表

条例に定める指定の要件	審査項目	配点	NPO法人 クリーン鳳
(1)事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。 (堺市公園条例第 27 条第 3 項第 1 号)	①管理の基本方針 ②平等利用・安全の確保	60 点	46 点
(2)事業計画を確実かつ安定的に実施するに足りる経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。 (堺市公園条例第 27 条第 3 項第 2 号)	①安定的な経営資源 ②財務規模、組織状況 ③事業実績	28 点	18 点
(3)使用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。 (堺市公園条例第 27 条第 3 項第 3 号)	①利用者・利用者ニーズの把握 ②個人情報保護、情報公開の考え方 ③人権尊重の考え方 ④障害者等への考え方 ⑤広報・モニタリング計画	40 点	30 点

(4)効果的かつ効率的な管理を実施できること。 (堺市公園条例第27条第3項第4号)	①人員配置、人材育成の考え方、研修計画 ②利用料金の考え方 ③苦情対応の考え方 ④非常時対策	80点	49点
(5)施設の効用を最大限発揮させることができること。 (堺市公園条例第27条第3項第5号)	①目標設定 ②目標達成の方策 ③自主事業の実施計画	80点	65点
(6)管理経費の縮減が図られること。 (堺市公園条例第27条第3項第6号)	①経費削減の考え方・方法 ②収支計画 ③指定管理料の削減	48点	22点
(7)前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件 (堺市公園条例第27条第3項第7号)	①障害者等就職困難者の雇用 ②市内経済の活性化 ③地域振興、地域コミュニティの醸成 ④環境問題への取組 ⑤市の施策に整合する取組実績等（障害者雇用、子育て支援、高齢者雇用、本社・本店、環境マネジメント）	64点	42点
合計点		400点	272点



指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
堺自然ふれあいの森	東京都東村山市栄町二丁目 28 番 5 号 (代表団体) 東京都東村山市栄町二丁目 28 番 5 号 (他の構成団体) 堺市南区晴美台二丁 18 番 9 号	ふれあいの森パートナーズ (代表団体) 株式会社生態計画研究所 (他の構成団体) 特定非営利活動法人いっちゃんクラブ	平成 31 年 4 月 1 日から 平成 36 年 3 月 31 日まで

[根 拠]

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

指定管理者の指定について

1 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、堺自然ふれあいの森の指定管理者としてふれあいの森パートナーズを指定し、その管理を行わせようとするものである。

2 指定管理者の概要

名称	設立年月日	設立目的	事業実績	選定方法
ふれあいの森パートナーズ	平成25年 7月31日	堺自然ふれあいの森 の管理運営	堺自然ふれあいの森の 管理運営事業	公募

3 選定の理由

堺市公園条例（昭和 35 年条例第 18 号）第 27 条第 1 項第 3 号の規定により公募を行い、応募のあった当該団体について堺市建設局指定管理者候補者選定委員会において同条例第 27 条第 3 項の選定要件に沿って審査を行った結果、良好な評価を得た。

当該団体は、本市公園の健全な発展と使用の適正化及び当該施設の管理運営について十分に理解し、また、利用者の立場に立ったサービスを提供しつつ、施設の効用を發揮させ、効果的かつ効率的な管理運営を行う能力を十分に有すると考えられることなどから、同条例に規定する要件に適合すると認められる。

以上のことから、堺自然ふれあいの森の設置目的をより効果的、効率的に達成し、市民サービスの向上を図ることができる団体であると総合的に判断し、選定したものである。

4 選定の経過

(1) 応募団体

東京都東村山市栄町二丁目 28 番 5 号

ふれあいの森パートナーズ

(代表団体)

東京都東村山市栄町二丁目 28 番 5 号

株式会社生態計画研究所

(他の構成団体)

堺市南区晴美台二丁 18 番 9 号

特定非営利活動法人いっちゃんクラブ

(2) 選定経過

平成 30 年 7 月 2 日 堺市建設局指定管理者候補者選定委員会
(選定基準等の審議)

平成 30 年 10 月 25 日 堺市建設局指定管理者候補者選定委員会
(書類審査、面接審査、候補者の選定)

(3) 選定委員

委員長 堺市総務局行政部行政管理課総括参事役

(指定管理・内部統制担当) 戸奈 章

委員 大阪府立大学 看護学研究科 准教授 佐保 美奈子

委員 公認会計士 西村 智子

委員 弁護士 森本 芳樹

委員 大阪府立大学 生命環境科学研究所 教授 山田 宏之

(4) 審査結果表

条例に定める指定の要件	審査項目	配点	ふれあいの森パートナーズ
(1)事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。 (堺市公園条例第 27 条第 3 項第 1 号)	①管理の基本方針 ②平等利用・安全の確保	40 点	33 点
(2)事業計画を確実かつ安定的に実施するに足りる経理的基礎その他経営に関する能力を有すること。 (堺市公園条例第 27 条第 3 項第 2 号)	①安定的な経営資源 ②財務規模、組織状況 ③事業実績	40 点	34 点
(3)使用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。 (堺市公園条例第 27 条第 3 項第 3 号)	①利用者・利用者ニーズの把握 ②個人情報保護、情報公開の考え方 ③人権尊重の考え方 ④障害者等への考え方 ⑤広報・モニタリング計画	60 点	48 点

(4)効果的かつ効率的な管理を実施できること。 (堺市公園条例第27条第3項第4号)	①開園時間、休園日の考え方 ②人員配置、人材育成の考え方、研修計画 ③利用料金の考え方 ④苦情対応の考え方 ⑤非常時対策	60点	47点
(5)施設の効用を最大限發揮させることができるること。 (堺市公園条例第27条第3項第5号)	①目標設定 ②目標達成の方策 ③自主事業の実施計画	80点	64点
(6)管理経費の縮減が図られること。 (堺市公園条例第27条第3項第6号)	①経費削減の考え方・方法 ②収支計画 ③指定管理料の削減	56点	27点
(7)前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件 (堺市公園条例第27条第3項第7号)	①障害者等就職困難者の雇用 ②市内経済の活性化 ③地域振興、地域コミュニティの醸成 ④環境問題への取組 ⑤市の施策に整合する取組実績等（障害者雇用、子育て支援、高齢者雇用、本社・本店、環境マネジメント）	64点	41点
合計点		400点	294点

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
堺市大仙公園日本庭園	堺市北区長曾根町 130 番地の 23 堀商 工会議所会館	南海・大阪造園 共同企業体	平成31年4月1日から 平成36年3月31日まで
	(代表団体) 堺市北区長曾根町 130 番地の 23 堀商 工会議所会館	(代表団体) 南海造園土木株式会社	
	(他の構成団体) 大阪市北区堂山町 14 番 20 号	(他の構成団体) 大阪造園土木株式会社	

[根 抱]

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

指定管理者の指定について

1 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、堺市大仙公園日本庭園の指定管理者として南海・大阪造園共同企業体を指定し、その管理を行わせようとするものである。

2 指定管理者の概要

名称	設立年月日	設立目的	事業実績	選定方法
南海・大阪造園 共同企業体	平成30年 9月1日	堺市大仙公園日本庭園 の管理運営	堺市大仙公園日本庭園の 管理運営を目的に設立さ れた共同事業体である。	公募

3 選定の理由

堺市公園条例（昭和 35 年条例第 18 号）第 27 条第 1 項第 3 号の規定により公募を行い、応募のあった 2 団体について堺市建設局指定管理者候補者選定委員会において同条例第 27 条第 3 項の選定要件に沿って審査を行った結果、当該団体が最も高い評価を得た。

当該団体は、本市公園の健全な発展と使用の適正化及び当該施設の管理運営について十分に理解し、また、利用者の立場に立ったサービスを提供しつつ、施設の効用を發揮させ、効果的かつ効率的な管理運営を行う能力を十分に有すると考えられることなどから、同条例に規定する要件に適合すると認められる。

以上のことから、堺市大仙公園日本庭園の設置目的をより効果的、効率的に達成し、市民サービスの向上を図ることができる団体であると総合的に判断し、選定したものである。

4 選定の経過

(1) 応募団体

①大阪市淀川区十三東三丁目 5 番 4 号

堺庭園文化共同企業体

（代表団体）

大阪市淀川区十三東三丁目 5 番 4 号

株式会社田中造園土木

(他の構成団体)

堺市中区辻之 215 番地 4

株式会社緑源

堺市西区浜寺石津町東四丁 5 - 8 浜寺ガーデンハイム S 棟 105

株式会社グランディーユ

② 堺市北区長曾根町 130 番地の 23 堺商工会議所会館

南海・大阪造園共同企業体

(代表団体)

堺市北区長曾根町 130 番地の 23 堺商工会議所会館

南海造園土木株式会社

(他の構成団体)

大阪市北区堂山町 14 番 20 号

大阪造園土木株式会社

(2) 選定経過

平成 30 年 7 月 26 日 堺市建設局指定管理者候補者選定委員会

(選定基準等の審議)

平成 30 年 10 月 25 日 堺市建設局指定管理者候補者選定委員会

(書類審査、面接審査、候補者の選定)

(3) 選定委員

委員長 堺市総務局行政部行政管理課総括参事役

(指定管理・内部統制担当)

戸奈 章

委員 大阪府立大学 看護学研究科 准教授 佐保 美奈子

委員 公認会計士 西村 智子

委員 弁護士 森本 芳樹

委員 大阪府立大学 生命環境科学研究科 教授 山田 宏之

(4) 審査結果表

条例に定める指定の要件	審査項目	配点	堺庭園文化共同企業体	南海・大阪造園共同企業体
(1)事業計画が市民の平等利用 その他の観点から適切なものであること。 (堺市公園条例第27条第3項第1号)	①管理の基本方針 ②平等利用・安全の確保	40点	29点	36点
(2)事業計画を確実かつ安定的に実施するに足りる経理的基礎その他経営に関する能力を有すること。 (堺市公園条例第27条第3項第2号)	①安定的な経営資源 ②財務規模、組織状況 ③事業実績	40点	17点	38点
(3)使用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。 (堺市公園条例第27条第3項第3号)	①利用者・利用者ニーズの把握 ②個人情報保護、情報公開の考え方 ③人権尊重の考え方 ④障害者等への考え方 ⑤広報・モニタリング計画	40点	33点	32点
(4)効果的かつ効率的な管理を実施できること。 (堺市公園条例第27条第3項第4号)	①休業日、開館時間の考え方 ②人員配置、人材育成の考え方、研修計画 ③利用料金の考え方 ④苦情対応の考え方 ⑤非常時対策	80点	59点	70点
(5)施設の効用を最大限發揮させることができること。 (堺市公園条例第27条第3項第5号)	①目標設定 ②目標達成の方策 ③自主事業の実施計画	80点	57点	74点
(6)管理経費の縮減が図られること。 (堺市公園条例第27条第3項第6号)	①経費削減の考え方・方法 ②収支計画 ③指定管理料の削減	56点	41点	30点
(7)前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件 (堺市公園条例第27条第3項第7号)	①障害者等就職困難者の雇用 ②市内経済の活性化 ③地域振興、地域コミュニティの醸成 ④環境問題への取組 ⑤市の施策に整合する取組実績等（障害者雇用、子育て支援、高齢者雇用、本社・本店、環境マネジメント）	64点	42点	39点
合計点		400点	278点	319点

当せん金付証票の発売について

当せん金付証票法（昭和 23 年法律第 144 号）第 4 条第 1 項の規定により、平成 31 年度において当せん金付証票を次のとおり発売する。

発売総額 70 億円以内

[根 拠]

当せん金付証票法第 4 条第 1 項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

市道路線の認定及び廃止について

市道路線を別紙調書のとおり認定し、及び廃止する。

[根 拠]

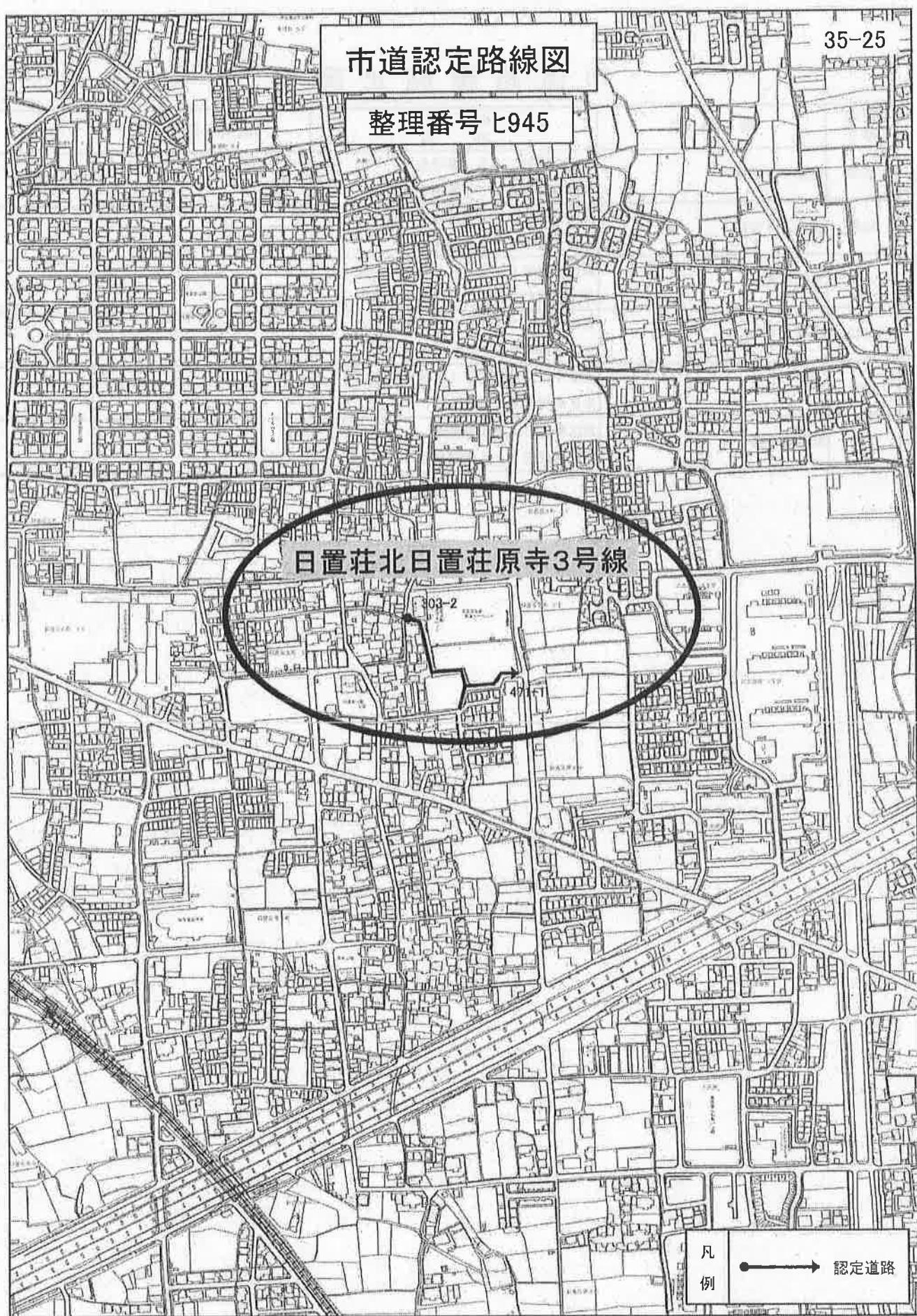
道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

市道 路線認定調書

整理番号	路線名	起終点	重要な経過地	付記
b945	日置荘北日置荘原寺3号線	東区日置荘北町3丁303番2地先 東区日置荘原寺町471番1地先		地元要望
b583	菩提219号線	東区菩提町4丁7番3地先 東区菩提町4丁11番32地先		"
/123	野尻59号線	東区野尻町425番4地先 東区野尻町489番1地先		路線再編成
#583	金岡白鷺2号線	北区金岡町1865番24地先 北区白鷺町1丁1181番1地先		"
#584	金岡320号線	北区金岡町1862番4地先 北区金岡町1614番1地先		"
\1027	浜寺石津中浜寺諏訪森中3号線	西区浜寺石津町中5丁803番3地先 西区浜寺諏訪森町中1丁15番4地先		南海本線連続立体交差事業
\1028	浜寺諏訪森中17号線	西区浜寺諏訪森町中3丁268番3地先 西区浜寺諏訪森町中3丁275番4地先		"
\1029	浜寺諏訪森中101号線	西区浜寺諏訪森町中3丁275番4地先 西区浜寺諏訪森町中3丁284番1地先		"
\1031	浜寺諏訪森西46号線	西区浜寺諏訪森町西3丁256番3地先 西区浜寺諏訪森町西4丁379番地先		"
\1030	浜寺諏訪森西101号線	西区浜寺諏訪森町西2丁110番5地先 西区浜寺諏訪森町西3丁253番7地先		"
\1032	浜寺諏訪森西102号線	西区浜寺諏訪森町西4丁379番地先 西区浜寺諏訪森町西4丁389番地先		"
\1034	浜寺公園11号線	西区浜寺公園町1丁12番10地先 西区浜寺公園町2丁188番6地先		"
\1036	浜寺公園12号線	西区浜寺公園町3丁239番9地先 西区浜寺公園町3丁277番17地先		"
\1033	浜寺公園102号線	西区浜寺公園町1丁1番地先 西区浜寺公園町1丁12番10地先		"
\1035	浜寺公園103号線	西区浜寺公園町3丁207番地先 西区浜寺公園町3丁237番5地先		"
7689	福田267号線	中区福田629番18地先 中区福田629番15地先		都市計画法第39条による帰属

市道 路線 廃止 調書

整理番号	路線名	起終点	重要な経過地	付記
九229	金岡71号線	北区金岡町1857番地先 北区金岡町1687番地先		路線再編成
九231	金岡73号線	北区金岡町1862番地先 北区金岡町1860番地先		"
九398	白鷺3号線	東区白鷺町2丁1183番13地先 東区白鷺町2丁1183番10地先		"
九405	白鷺4号線	東区白鷺町2丁1183番14地先 東区白鷺町2丁1183番3地先		"
九002	野尻1号線	北区中百舌鳥町7丁1183番地先 東区野尻町485番地先		"
九004	野尻3号線	東区野尻町421番地先 東区野尻町426番地先		"



市道認定路線図

整理番号 木583

35-08

菩提219号線

番地

凡
例

→ 認定道路

市道認定路線図

34-15

整理番号 /123

野尻59号線

14254

489-1

凡例

認定道路

市道認定路線図

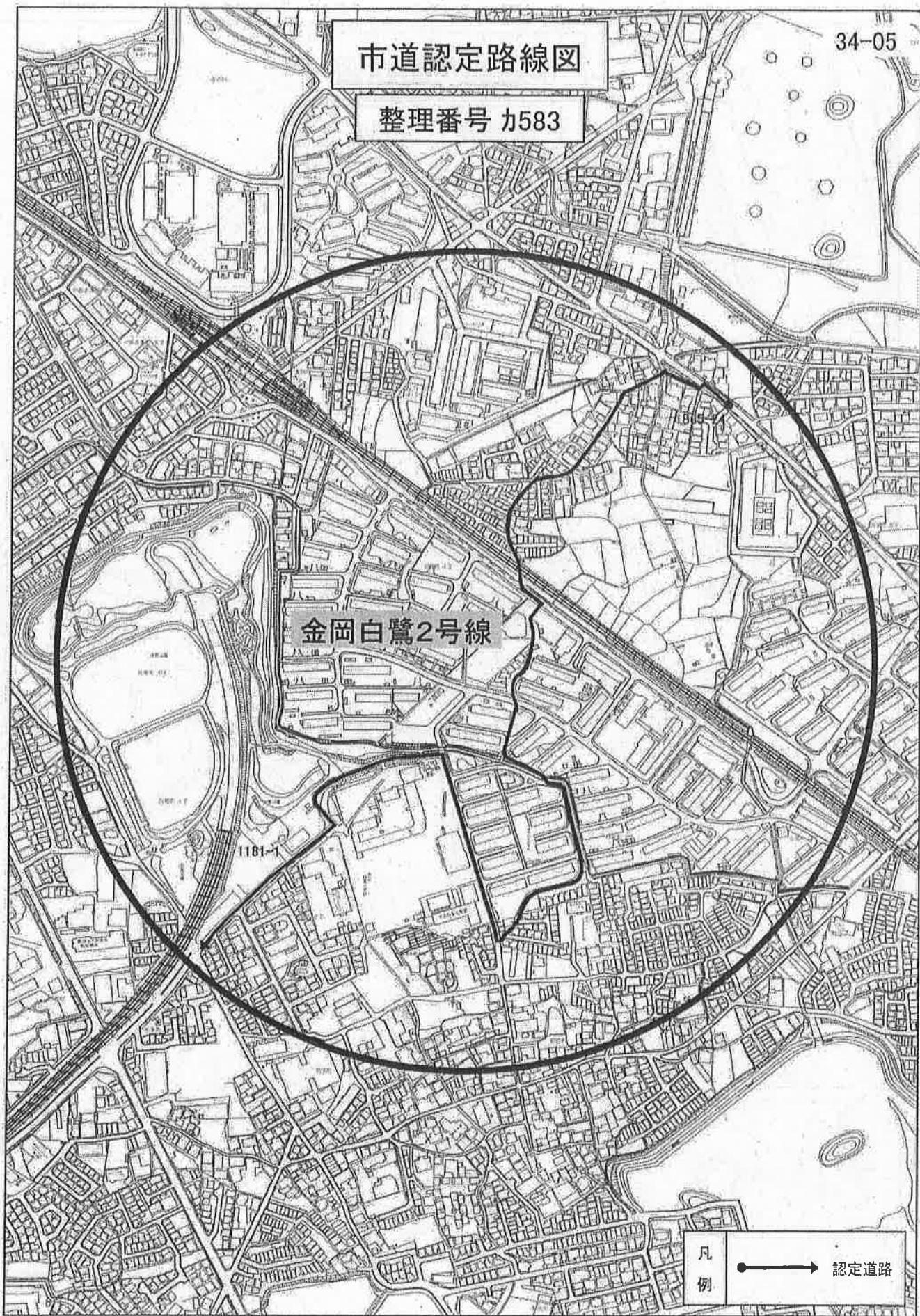
整理番号 力583

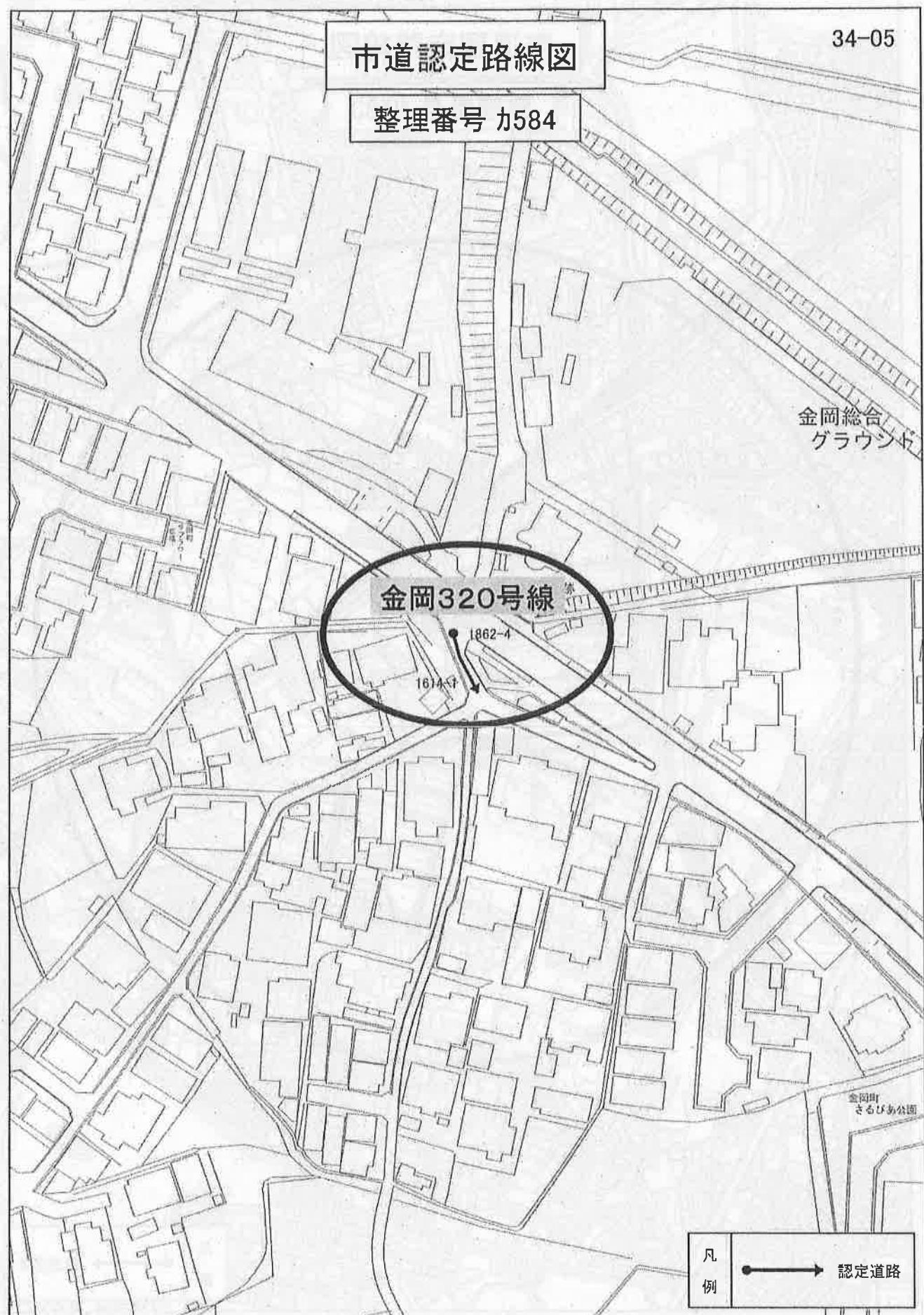
34-05

金岡白鷺2号線

凡
例

認定道路





市道認定路線図

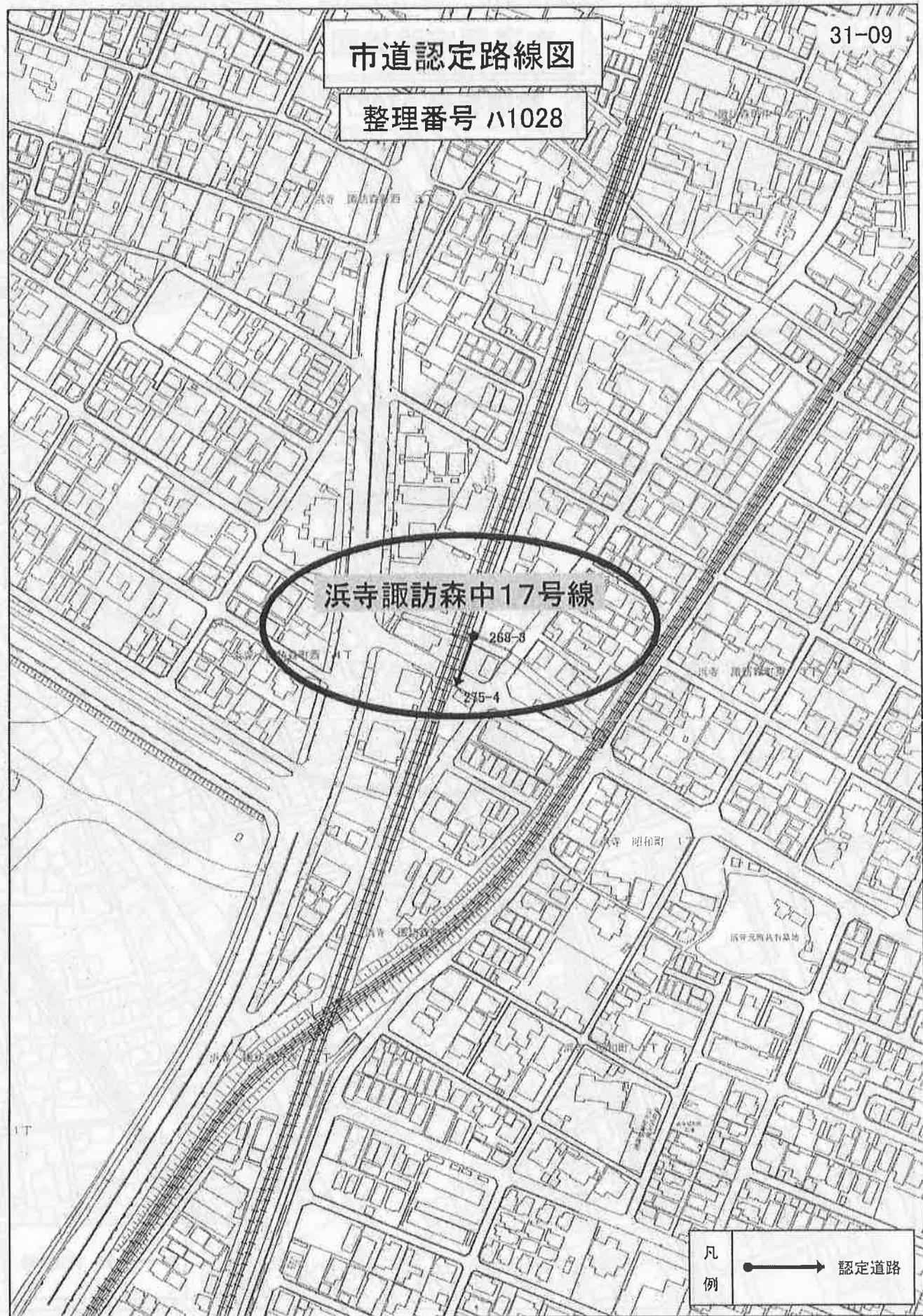
整理番号 ハ1027

22-24

浜寺石津中浜寺諏訪森中3号線

凡
例

認定道路



市道認定路線図

31-09

整理番号 ハ1029

浜寺諏訪森中101号線

275-4

凡
例

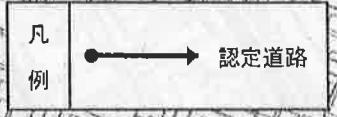
● → 認定道路

31-09

市道認定路線図

整理番号 H1031

浜寺諏訪森西46号線



市道認定路線図

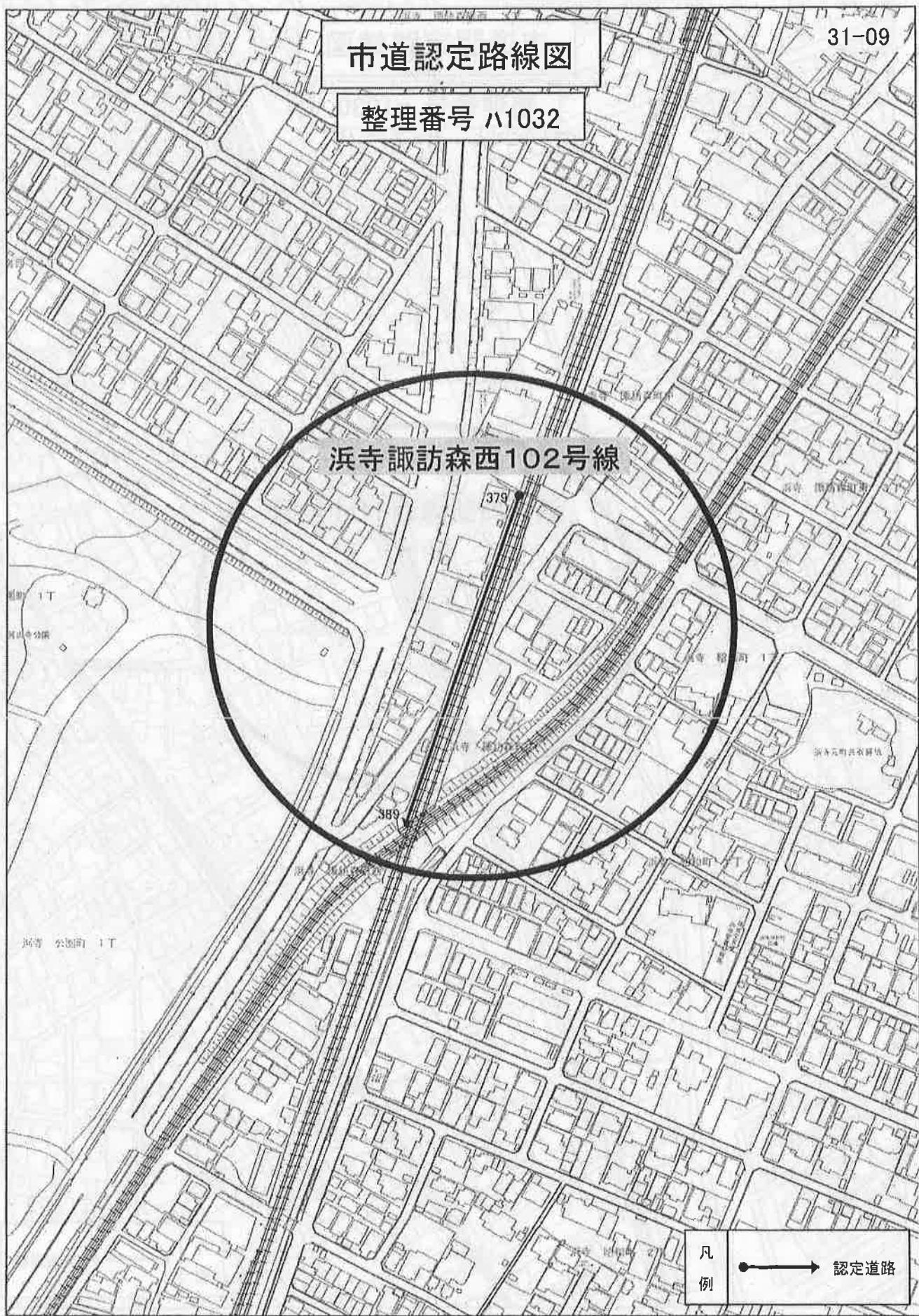
31-04

整理番号 H1030

浜寺諏訪森西101号線

凡
例

認定道路



市道認定路線図

31-18

整理番号 ハ1034

浜寺公園町 1丁

浜寺公園11号線

浜寺公園

浜寺公園町 2丁

与野
高架橋

188-6

浜寺公園町 2丁

凡
例

● → 認定道路



市道認定路線図

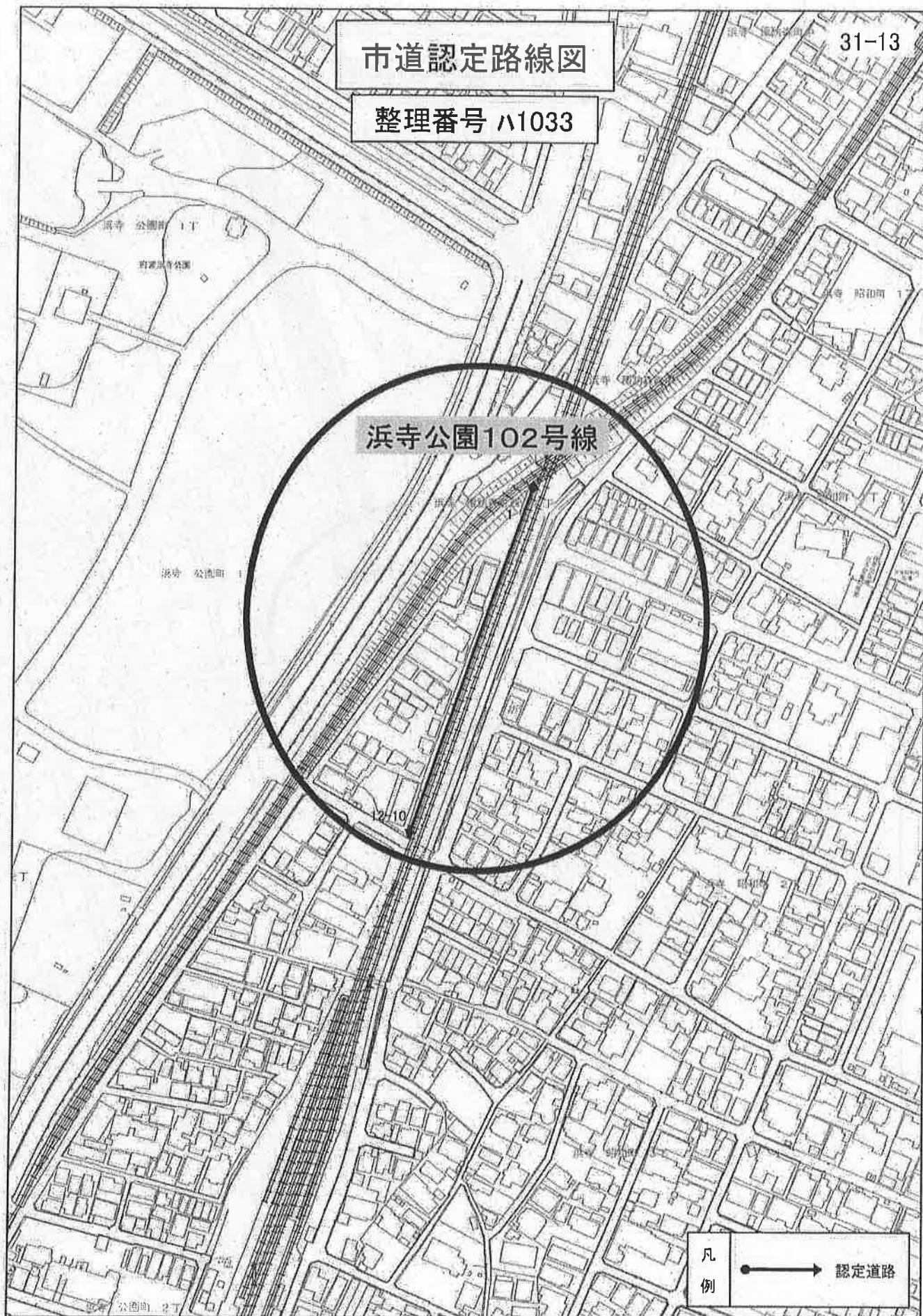
整理番号 H1033

31-13

浜寺公園102号線

凡
例

→ 認定道路



市道認定路線図

整理番号 八1035

浜寺公園103号線

207

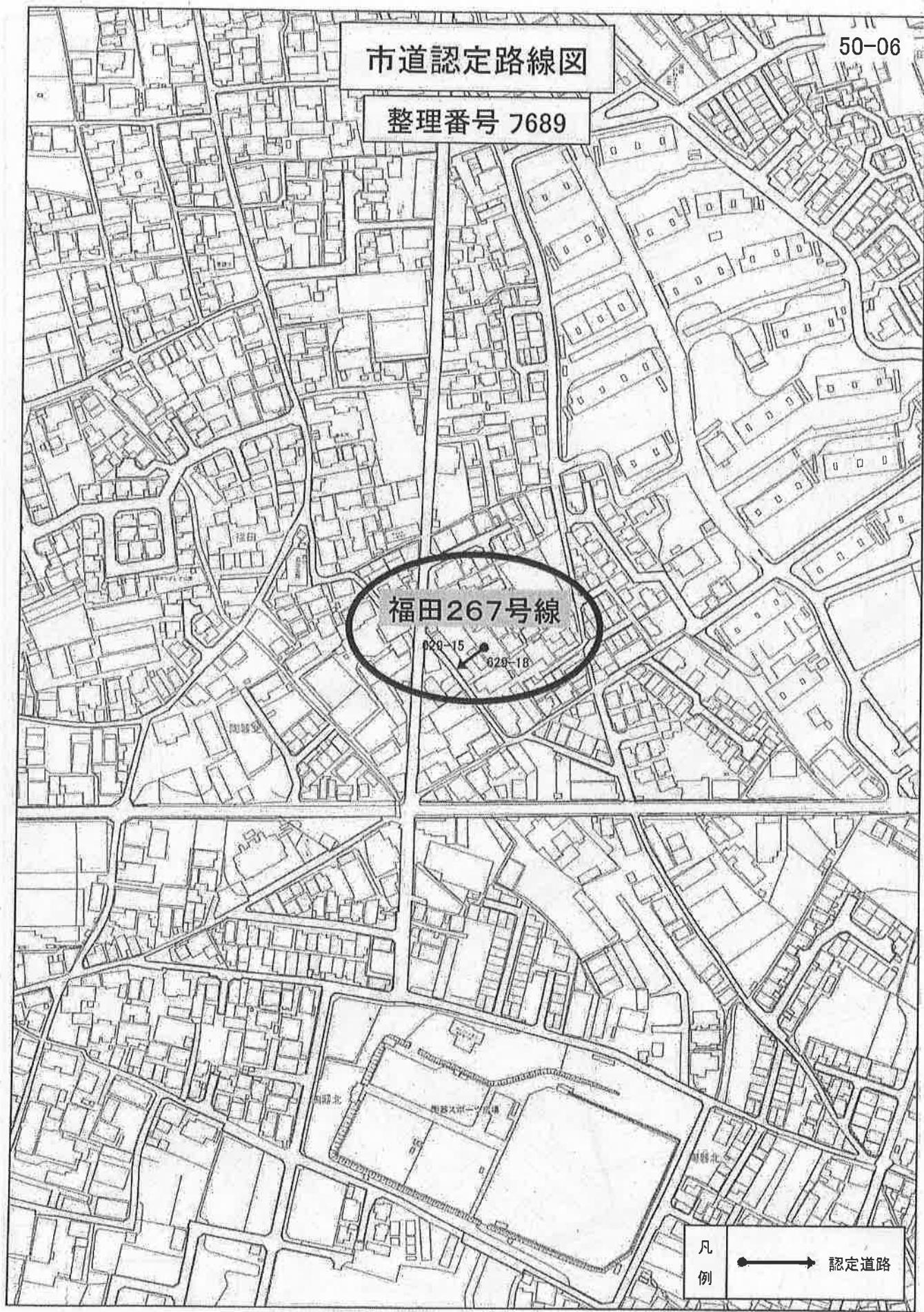
237-5

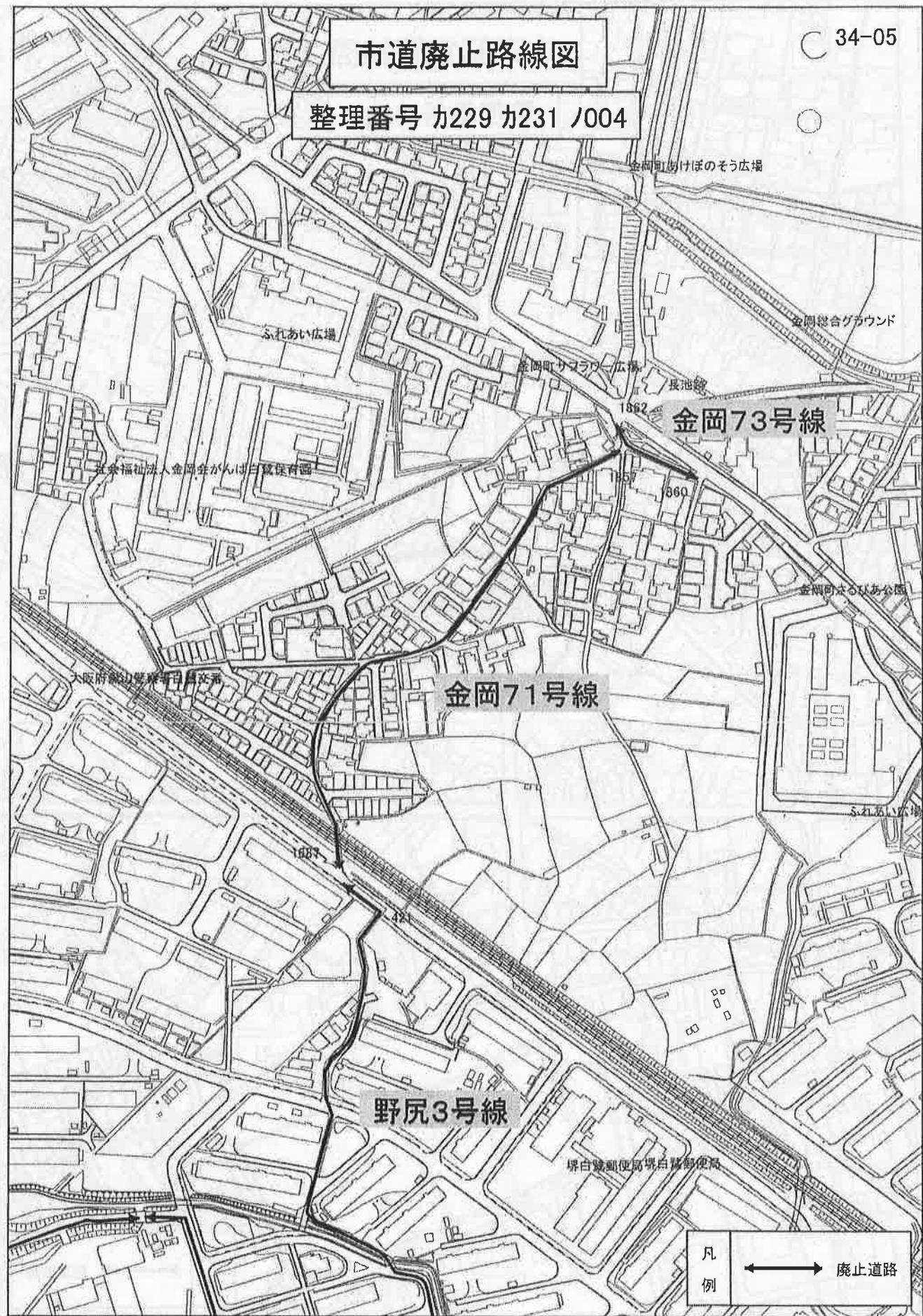
三

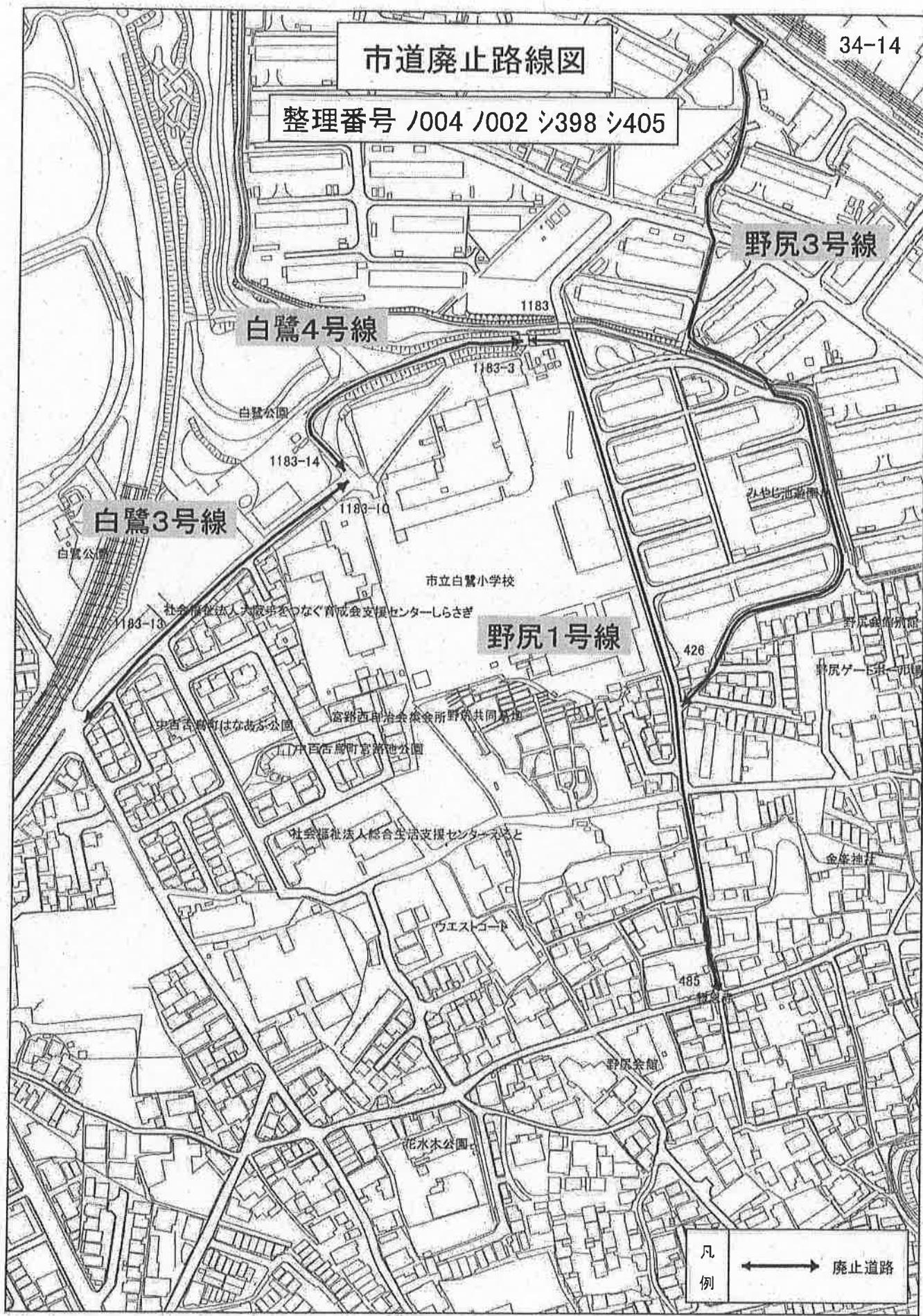
黑格尔

凡例









大字深井共有地処分について

次のとおり大字深井共有地を処分する。

1 処分物件の表示

所在地		地目	地積 (m ²)		備考
町名	地番		公簿面積	処分面積	
堺市中区深井畠山町	2576 番1	ため池	2,670	2,670.85	夫婦池
	2576 番2	堤	104	104.76	
計			2,774	2,775.61	

*処分面積は、実測面積の数値である。

2 处分者

深井東町自治会 代表者 堺市中区深井東町 2674 番地 2 会長 川口 修

深井水池町自治会 代表者 堺市中区深井水池町 2820 番地 会長 金澤 正巳

深井沢町自治会 代表者 堺市中区深井沢町 279 番地1

シャルマンフジ泉北深井 407 号 会長 辻尾 博史

深井清水町自治会 代表者 堀市中区深井清水町1437番地 会長 米谷 敬一

深井中町自治会 代表者 堀市中区深井中町1226番地 会長 北林 義

深井北町自治会 代表者 堺市中区深井北町133番地 会長 江林 正國

3 飲食の相手方

堺市中区 *** * * * *

* * * * *

4. 奪分金額

金 26,880,000 円

5 处分理由

地元公益事業費に充当するため、

大字深井共有地処分について

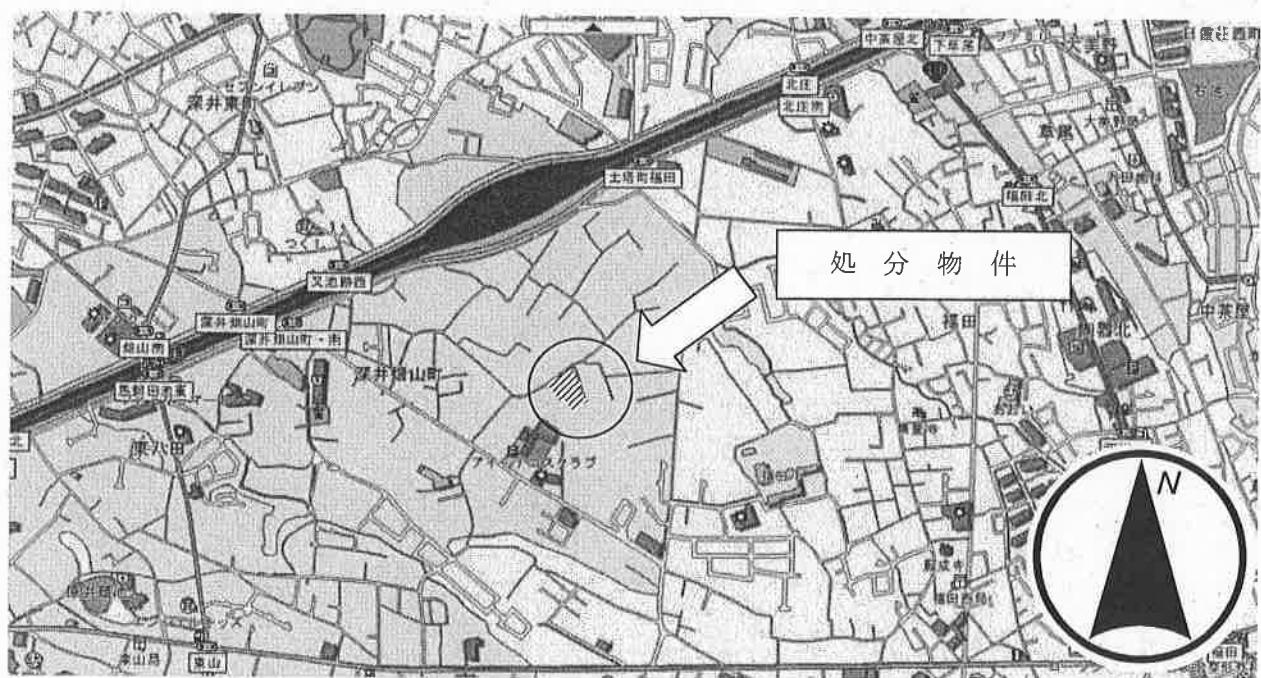
1 処分金配分内訳及び処分金使途計画

団体名	配分金(円)	使途計画	金額(円)	備考
6 自治会共通分	26,880,000	地元公益事業費	21,510,000	
		堺市に対する納付金	5,370,000	20%相当額
計	26,880,000		26,880,000	

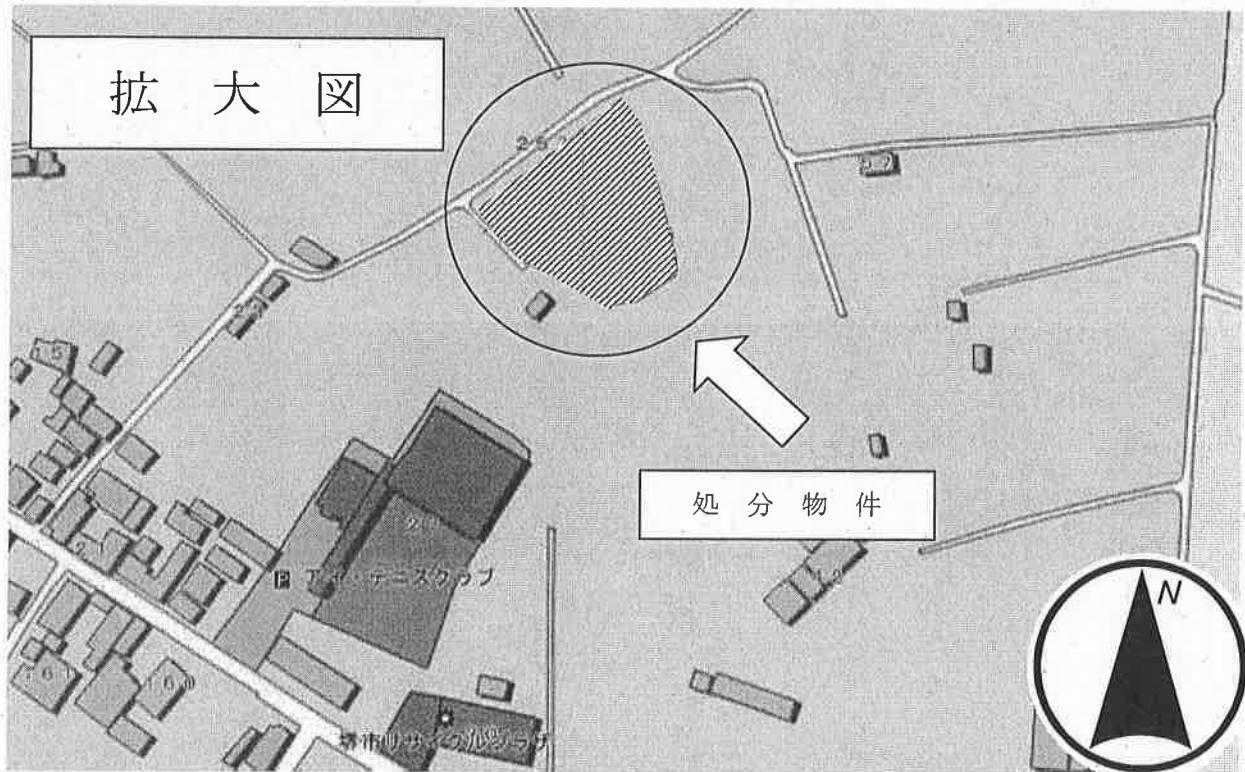
2 処分物件所在地付近見取図

別紙のとおり

処分物件所在地付近見取図



拡大図



大字南余部共有地処分について

次のとおり大字南余部共有地を処分する。

1 処分物件の表示

所在地		地目	地積 (m ²)		備 考
町名	地番		公簿面積	処分面積	
堺市美原区阿弥	412 番 1	溜池	1,163	1,163.13	イバラクロ池
	412 番 2	堤	104	104.02	
計			1,267	1,267.15	

※処分面積は、実測面積の数値である。

2 処分者

南余部地区会 代表者 堺市美原区南余部 240 番地 地区長 辻 正弘

3 処分の相手方

大阪府松原市上田一丁目 4 番 5 号

株式会社 S・B・R 代表取締役 安原 正之

4 処分金額

金 49,500,000 円

5 処分理由

地元公益事業費に充当するため。

大字南余部共有地処分について

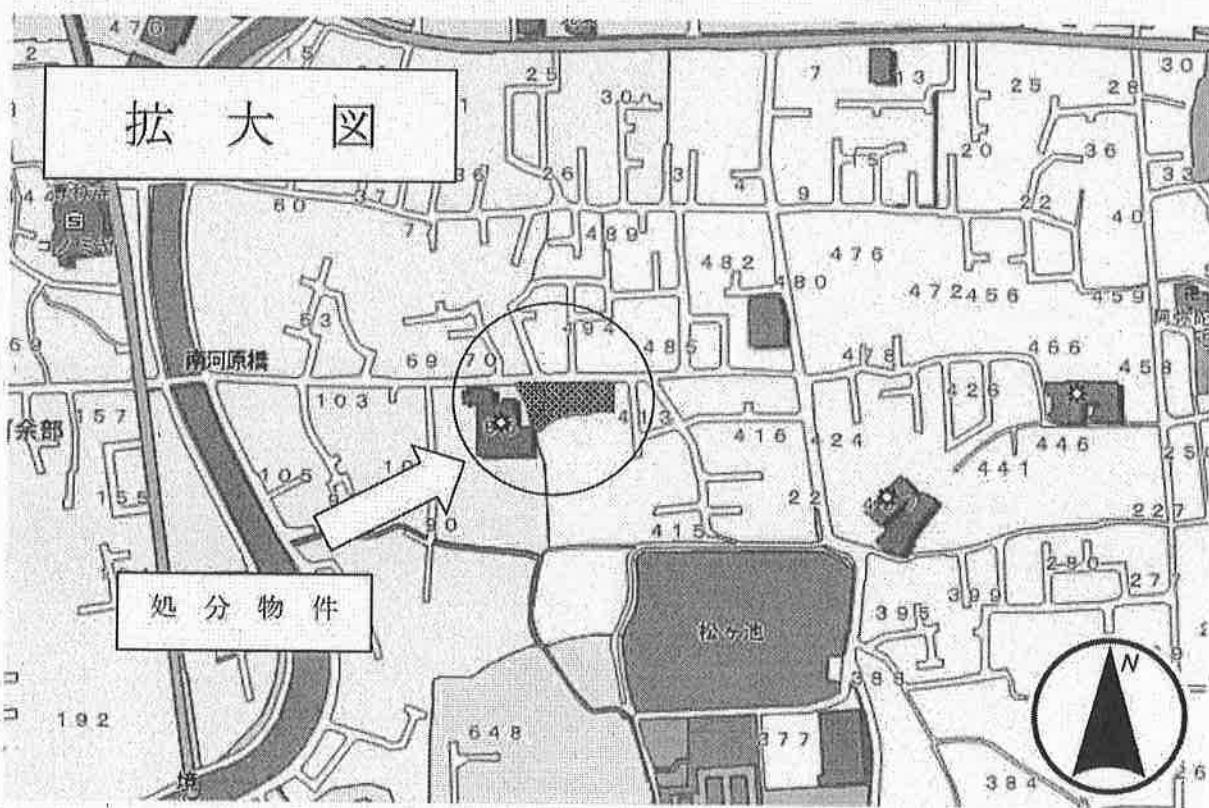
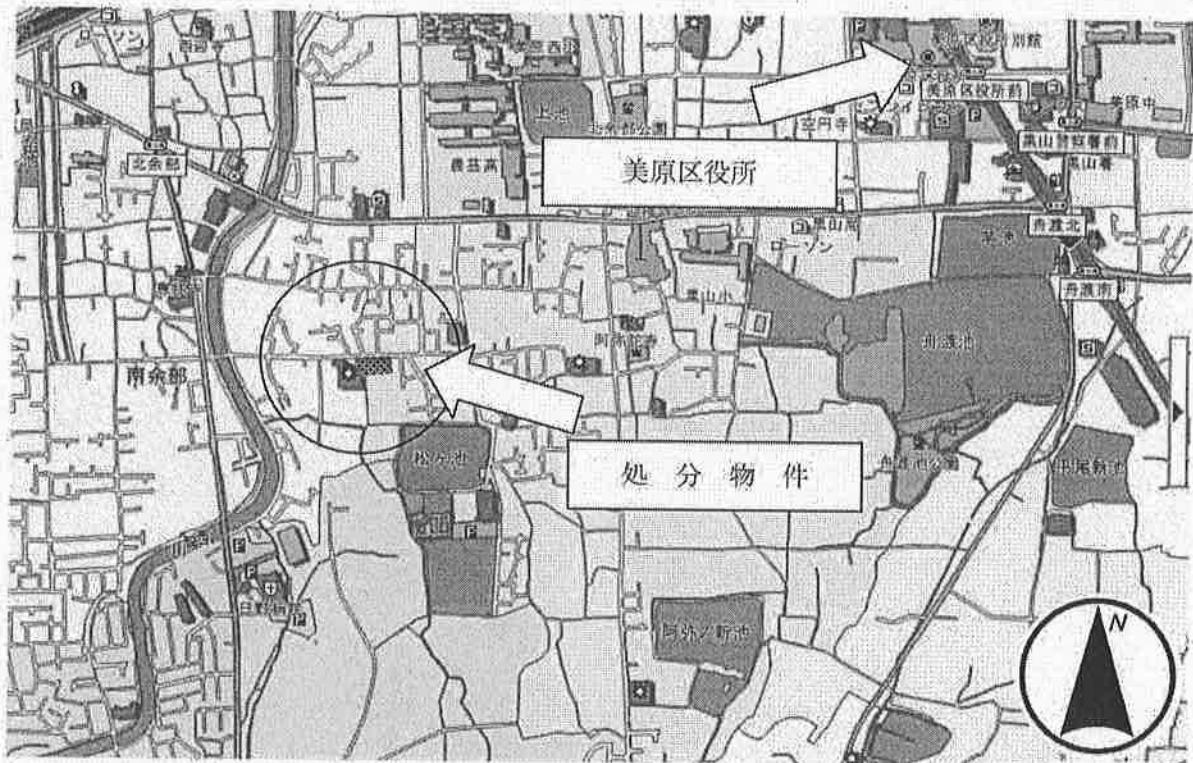
1 処分金配分内訳及び処分金使途計画

自治会名	配分金(円)	使途計画	金額(円)	備考
南余部地区会	49,500,000	地元公益事業費	39,600,000	
		堺市に対する納付金	9,900,000	20%相当額
計	49,500,000		49,500,000	

2 処分物件所在地付近見取図

別紙のとおり

処分物件所在地付近見取図



地方自治法第 180 条の規定による市長専決処分の 報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので報告する。

[根 拠]

地方自治法第 180 条第 2 項の規定に基づき議会に報告する必要があるため。

1 市長の専決事項の指定第1項による専決処分

(観光部)

専決番号	専決年月日	損害賠償の額(円)	相手方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
64	30.10.30	27,000	堺市南区*** *****	*****	平成30年8月13日(月) 午後7時50分ごろ、堺市南区高倉台2丁5-3において、観光推進課職員が本市車両を後退させた際、相手方所有の駐車場敷地内のコンクリートブロックに接触し、損傷させたもの。

(土木部)

専決番号	専決年月日	損害賠償の額(円)	相手方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
57	30.9.18	62,830	堺市南区*** ***** ***	*****	平成29年6月17日(土) 午後4時30分ごろ、堺市南区和田872-5地先にて、相手方車両が府道堺泉北環状線の車道から右折して、沿道の店舗の駐車場に入ろうと乗入れ口を通過した際、乗入れ口の勾配が基準を超えていたことにより、車両前面バンパーの底が舗装面と接触し、損傷したもの。
62	30.10.26	47,384	堺市南区*** *****	*****	平成29年12月9日(土) 午前8時30分ごろ、堺市南区桃山台1丁7-9地先にて、相手方が市道桃山台52号線を歩行中、舗装のめくれに足をつまずき転倒し、左足首を骨折したもの。

56	30.9.7	26,000	藤井寺市*** *****	*****	平成30年7月9日(月) 午前5時15分ごろ及び 平成30年7月10日(火) 午前5時15分ごろ、堺 市美原区小平尾1164- 6番地先にて、相手方 車両が市道小平尾中央 線を走行中、舗装が剥 離して雨水が溜まつた 窪みにタイヤがはまり、 2度パンクしたもの。
63	30.10.29	37,920	堺市南区*** *****	*****	平成30年7月30日(月) 午前11時30分ごろ、 堺市南区三原台2丁3 番地先にて、相手方が 自転車で市道三原台2 号線を走行中、車道に はみ出した街路樹支柱 に接触して転倒し、両 手の指を負傷したもの。

(堺区役所)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
60	30.10.12	600	堺市堺区*** ***** *****	*****	平成30年6月1日(金) に児童手当の現況届用 紙を誤って相手方へ送 付し、不必要的現況届 及び住民票を提出させ たことにより、住民票 の取得手数料600円の 損害を与えたもの。

(学校教育部)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
58	30.9.19	128,558	堺市北区*** ***** *****	*****	平成29年7月26日(水) 午前10時30分ごろ、 堺市北区百舌鳥梅北町 3丁115-1地先において、 支援教育課職員が本市車両を運転中、 赤信号で停車していた 相手方の乗車する車両 の後部に追突し、負傷 させたもの。

2 市長の専決事項の指定第3項

(住宅部)

専決番号	専決年月日	案 件	債権等及び目的の価額	相 手 方	
				住所又は所在地	氏名又は名称
59	30.10.4	訴えの提起について	堺市北区***** ***** 堺市営 ***** *の住宅明渡し並び に住宅使用料 9,613 円及び住宅使用料相 当損害金	大阪市西成区* ***** ***** * *****	*****

専決番号	専決年月日	案 件	債権等及び目的の価額	相 手 方	相 手 方

専決番号	専決年月日	案 件	債権等及び目的の価額	相 手 方	相 手 方

及び第4項による専決処分

請求等の内容	事件名及び事件の概要
<p>(1) 堺市北区*****堺市 営*****の住宅の明 渡しを求める。</p> <p>(2) 住宅使用料 金 9,613 円及び死亡 日の翌日から明渡し済みに至るまで の住宅使用料相当額の損害金の支払 を求める。</p> <p>(3) 訴訟費用は被告の負担とすること を求める。</p>	<p>建物明渡等請求事件 堺市北区*****堺市営*****の入居名義人である*****は、 平成30年4月14日に死亡し、入居承認は当然 に終了したにもかかわらず、明渡しがなされな いまま現在に至っている。 このため、同住宅の明渡しを請求するととも に、住宅使用料 9,613 円及び住宅使用料相当額 の損害金の支払を求める訴えの提起を行うも の。</p>

3 市長の専決事項の指定第5項

(消防局総務部)

専決番号	専 決 年月日	契約の目的	契約の相手方		契 約 金 額
			住 所	氏 名	
65	30.10.31	(仮称) 堺市総合防災センター敷地造成外工事	堺市中区東山56番地1	日英・ハナフサ建設工事共同企業体 代表構成員 日英建設社役己 株式会社 代表取締役 代畠山英 他構成員 株式会社 ハナフサ役子 代表取締役 代畠山亮	変更前 651,251,880円 (消費税額等 48,240,880円) 変更後 656,437,813円 (消費税額等 48,625,023円)

による専決処分

変更額（増）	変更する内容	変更理由
5,185,933 円 (消費税額等 384,143 円)	工事請負契約書第24条第3項の規定に基づくインフレスライド条項の適用による増額	国からの要請に基づき、賃金等の高騰に対処するために、工事請負契約書第24条第3項に規定するインフレスライド条項を適用し、契約を変更するもの。

堺市議会

議案文書	議案文書類	議案文書
議案文書	議案文書類	議案文書

平成30年第4回市議会(定例会)
付議案件綴及び同説明資料綴(その1)

平成30年11月発行

編集・発行 堺市財政局財政部財政課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
Tel 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/>

印 刷 協和印刷株式会社

堺市行政資料番号
1-B2-18-0087

※元号

平成31年4月30日の天皇退位、翌5月1日の新天皇即位に伴い、改元が予定されているが、新元号が定まっていないため、平成31年4月後の元号についても「平成」表記で統一している。

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。